

東近江市 100年の森づくりビジョン 【第2期】



令和7年3月

東近江市100年の森づくりビジョン改定に当たって

令和7年2月に、本市は市制20周年の節目を迎えました。

本市において、市域の56%を占める森林の在り方は、森里川湖のつながりがもたらす豊かな恵みを未来の世代へ引き継いでいく上での原点として大変重要です。

標高1,000メートル級の山々が連なる鈴鹿山脈では、降り注ぐ雨が豊かな森によって緩やかにかん養され、御池川、茶屋川、神崎川をはじめとした流れを生みだし、一級河川愛知川となって鈴鹿から琵琶湖まで広がる広大な市域に潤いと恵みをもたらしてくれます。また、織山や箕作山、雪野山といった里山が点在する中流域では、古墳や城跡など古くから人々が森と共生していた名残が見られ、湖東流紋岩による強固な岩盤を通過して湧き出る水により豊かな土地が生み出されています。

現在の「東近江市」は、先人たちが森里川湖のつながりによって育まれた本市の豊かな自然環境と生物多様性との調和を図りながら1000年を超える歴史・文化・伝統を積み重ねた上に成り立っています。森里川湖がつながる豊かな市域の根源である森林を次の世代へとつなげていくことは、現代に生きる私たちが責任を持って考えていかなければなりません。

本ビジョンは、本市のあるべき森づくりについて、森林整備のみならず生物多様性や歴史文化まで、森林に関わる様々な分野にスポットを当て、森林の潜在的な機能を豊かなまちづくりにいかすための新たな一歩を踏み出そうと、令和元年度に策定したものです。

策定から5年が経過する中で、森林はカーボンニュートラルや生物多様性、河川とのつながりなど多方面において果たす役割が一層重要になってきています。これまでの取組を総括し、その成果や新たな課題を踏まえた上で、森林を取り巻く社会情勢の変化に対応して引き続き森づくりを推進していくため、第2期計画として改定を行いました。

森林の重要性を改めて認識し、豊かな森里川湖のつながりを未来の世代へつなげていくため、より一層、皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、本ビジョン改定に当たり、御尽力をいただいた改定検討委員の皆様をはじめ、あらゆる分野にて森づくりに取り組まれている方々に心から感謝申し上げます。

令和7年3月

東近江市長 小椋正清

東近江市100年の森づくりビジョン

目 次

第1章 ビジョンの概要

- 1 ビジョン策定の背景と改定のポイント 1
- 2 ビジョンの位置づけ及び特色並びに他計画との関係 2
- 3 計画期間 3
- 4 対象区域 3

第2章 森林づくりのあるべき姿 5

第3章 現状と課題

- 1 東近江市の森林・林業の現状 8
- 2 東近江市の森林・林業の課題 13

第4章 基本理念 19

第5章 基本施策

- 1 新たな森林経営管理の推進 21
- 2 木材の多面的な利用拡大の推進 22
- 3 生物多様性や自然景観の保全を重視した森林づくり 24
- 4 エコツーリズムの推進と地域資源の活用 27
- 5 林業の担い手の確保・育成 29
- 6 次代の森林づくりを担う人々の育成 29

第6章 ビジョン推進のための仕組み

- 1 東近江市100年の森づくり地域ワークショップ 31
- 2 「森林・林業+ X(エックス)」プロジェクトの推進 33
- 3 東近江市100年の森づくり会議 33
- 4 地下水をキーワードとした森づくり 33
- 5 財源の確保とその仕組みづくり 33

第7章 数値目標及び実施計画 34

<参考資料>

- 東近江市の森林・林業関係データ 36
- 東近江市100年の森づくりビジョンの改定経過 39
- 用語説明 40



第1章 ビジョンの概要

1 ビジョン策定の背景と改定のポイント

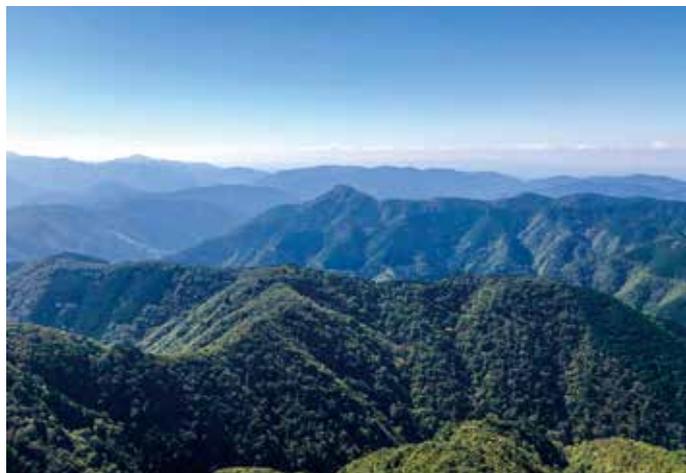
本市では、市域の56パーセントを占める森林の保全や林業振興などの森林・林業施策を多面的に展開していくための体制を整備することを目的に、平成27年度に森と水政策課及び林業振興課を設置しました。

第2次東近江市総合計画では、施策7「活力とにぎわいのあるまち」の基本施策2に「森林や里山が適切に保全管理され資源を利活用するまちをつくります」と、森林づくりにおける施策を掲げており、また、第2次東近江市環境基本計画では、重点プロジェクトの一つである「森おこしプロジェクト」にて「東近江市100年の森づくり地域ワークショップの実施」及び「森林整備の合意形成の推進」を盛り込み、それらに基づいた森林施策を展開してきました。

このような中、平成29年12月に本市で開催された「第10回ローカルサミットin東近江」の第5分科会「鈴鹿の森おこし」において、森林資源の循環利用や地域の特色をいかした森林づくり方策について議論される中、このような取組を一過性のものにするのではなく、本市の森林づくりの方策として引き続き検討・実施していく必要性を確認しました。そして平成30年1月には、製材業者、工務店、木工業者、薪ストーブ販売業者、山岳団体、森林組合及び行政関係者など、多方面の関係者を構成員とした「鈴鹿の森おこし」推進ワーキンググループが結成され、指針案となる「(仮称)東近江市・100年の森づくりビジョン(素案)」の策定と具体的な実践の場として「あらゆる場面に木を使うプロジェクト」及び「東近江市らしい新たな森づくりプロジェクト」の取組を開始しました。

このような背景を踏まえ、令和元年度に東近江市100年の森づくりビジョン(以下、本ビジョン)を策定しました。第1期計画期間である令和2年度から令和6年度の間には、30by30(サーティ・バイ・サーティ)やネイチャーポジティブなど、新たな取組が国際的に進められてきました。また、本市においては、100年の森づくり地域ワークショップの開催、鈴鹿10座の保全・活用、多様な森林をいかした環境学習の実施など、本ビジョンに基づいて多面的な取組を行ってきたところで

す。そこで、これまでの取組成果を検証し、社会情勢の変化を的確に捉えながら、引き続き本市の森づくりの推進を図るため、本ビジョンの改定を行うこととします。



御池岳から望む鈴鹿の山々

2 ビジョンの位置づけ及び特色並びに他計画との関係

(1) ビジョンの位置づけ

本ビジョンは、第2次東近江市総合計画に掲げる森林・林業分野の基本施策を実現するための任意計画です。

(2) ビジョンの特色

本ビジョンは、次のような特色を持っています。

- 森林整備や木材生産など基本的な森林・林業政策を中心としつつ、エコツーリズムや観光など森林に関わる幅広い分野についても対象としています。
- これまでの全国的な森林・林業政策の経緯を踏まえ、地域が主体的に森林・林業政策に取り組んでいくべきであるとの考え方を示しています。
- 地域住民や関係者が、林業の課題を実感できるエリアで地域の森林情報を共有し、将来に向けた森林づくりや資源利用などを話し合う「東近江市100年の森づくり地域ワークショップ」を打ち出しています。
- これまでのような森林情報を基にした機械的なゾーニングではなく、地域住民や関係者から得られるいきいきした情報や議論の成果を基にした、きめ細かなゾーニングを取り入れていきます。

(3) 他計画との関係

ア 第2次東近江市総合計画

「うるおいとにぎわいのまち東近江市」を将来都市像とし、誰もが安心して暮らせる東近江市の実現を目指して策定した本市の最上位計画です。本ビジョンは、第2次東近江市総合計画の下位計画に位置づけるものとします。

イ 第2次東近江市環境基本計画

環境基本法に基づき、本市の環境政策を総合的に推進していくために必要な事項を定めた任意計画です。本ビジョンとは並列の関係にあり、相互に連携・調整の上で推進していくこととします。

ウ 東近江市森林整備計画

森林法に基づき、本市の森林整備や森林資源利用について定めた法定計画です。本ビジョンとは並列の関係にあり、相互に連携・調整の上で推進していくこととします。

エ 東近江市エコツーリズム推進全体構想

エコツーリズム推進法に基づき、森里川湖からなる本市特有の素晴らしい原風景を後世に残しつつ、本市の特徴をいかしたエコツーリズムを推進していくために策定し国から認定された任意計画です。本ビジョンとは並列の関係にあり、相互に連携・調整の上で推進していくこととします。

オ 鈴鹿10座の保全・活用プラン

鈴鹿10座の保全及び活用を計画的に推進するため本市が策定した任意計画です。本ビジョンとは並列の関係にあり、相互に連携・調整の上で推進していくこととします。

カ 東近江市博物館構想

市内の博物館の機能充実及び連携の強化を目指して策定した任意計画です。本ビジョンとは並列の関係にあり、同構想に掲げる(仮称)森の文化博物館において、相互に取組の連携を図りながら森林づくりを推進していくこととします。

3 計画期間

本ビジョン(第2期計画)の期間は、令和7年(2025年)4月1日から令和12年(2030年)3月31日までの5年間とします。

なお、本ビジョンに掲げる森林づくりについては、100年先を見据えつつ、おおむね10年先を目指したものであるため、第2期計画の終了時に、本ビジョンの達成状況を評価・検証した上で、次期計画の策定を検討することとします。

また、今後、社会経済情勢の変化などにより必要が生じた場合は、適宜見直しを行うこととします。

4 対象区域

東近江市全域

コラム

100年の森づくりビジョン
取組成果①

いきものの生息に配慮した森林づくり

日本のちょうど中心に位置し、日本海側気候と太平洋側気候両方の影響を受ける複雑な自然環境から、鈴鹿山脈は多様な生物の宝庫となっています。

その代表的ないきものとして、「イヌワシ、クマタカ、イワナ」が挙げられ、それらは、昔から森と人が深く関わってきたことにより、その存在が維持されてきました。

森と人とのつながりが希薄化し、そのことによりいきものの生息に影響が及ぶ中、令和3年度に生物多様性の保全や再生を目指した森林づくりを推進するため、「東近江市生物多様性の保全を重視した森づくりプロジェクト」を発足しました。

現在、地域の方の理解・協力を得ながらモデル林を設定し、生物多様性の保全に配慮しつつ、木材生産にも資する森林整備を行っています。また、動植物相や森林生態系ピラミッドの最上位種であるクマタカの行動などのモニタリング調査を行っています。

今後、市民や企業など多様な主体にも参画いただきながら、いきものの生息に配慮した森づくりを鈴鹿の森の各地で進めていきます。



企業を対象としたクマタカの観察会



モデル林でのモニタリング調査



モデル林伐採木によるPR製品



モデル林での単木保護実施の様子



第2章 森林づくりのあるべき姿

森林づくりには、数十年以上、時には100年を超える超長期的な視点を持ちながら、着実に前へ進めていくための施策展開が必要になります。あわせて、年々変化する気候や自然環境、社会経済情勢等の変化に対して柔軟かつ臨機応変に対応していくことが重要になります。このため、本ビジョンでは、100年先を見据えながらも、おおむね10年先を目指した森林づくりのあるべき姿を掲げています。

本市の森林の大半を占める鈴鹿山脈は、鈴鹿10座などの標高1,000メートル級の山々が連なる様々な生態系を有する豊かな山脈で、複雑な自然環境のもと生物多様性に富む森林が存在しています。また、鈴鹿の森でかん養された水の恵みが、平野部を経て琵琶湖までの市内全域に潤いを与え、その恵みを背景に自然と調和のとれた歴史文化が育まれてきました。

よって、将来へ継承すべき森林づくりを考えていく上では、単に森林だけを捉えるのではなく、そこに生息する様々ないきものや湖までのつながり、森と調和のとれた人々の暮らし、また、森林・林業に関わる多くの関係者と一緒になって、多様な方面から施策を展開していく必要があります。

このことから、本ビジョンに掲げる森林づくりのあるべき姿としては、以下の3つの項目を掲げ、各種施策に取り組んでいきます。

1 森里川湖のつながりをいかし、いきものの息吹が感じられる健全な森林づくりが行われている。

○本市は、鈴鹿山脈から湖東平野を経て琵琶湖に流れ出る愛知川に象徴されるように、森里川湖のつながりを有していることが大きな特徴です。このつながりの中に様々ないきものの生息空間が存在していますが、上流の森林のありようが、流域全体のいきものや人々の暮らしにも影響を及ぼしています。

○こうした森里川湖のつながりを今後の森林づくりや資源利用にいかすとともに、様々ないきものの生息・生育に配慮し、ネイチャーポジティブの視点をもって森林の多面的な機能が高度に発揮できるような森林づくりを目指していきます。

琵琶湖岸から望む鈴鹿山脈



鈴鹿山脈(銚子ヶ口西峰)から湖東平野、琵琶湖を望む

2 森林や山村の様々な資源が有効に活用され、地域で資源や資金が循環する仕組みが構築されている。

- 本市の森林において、戦後に植林されたスギやヒノキなどの人工林が伐採可能な時期を迎えています。また、木材のような物質的な資源だけではなく、エコツーリズムとしてのフィールドや山村地域で引き継がれてきた伝統・文化など、多様な資源が存在しています。
- こうした資源について、有効利用を図る取組を推進することで、そこから生み出される資金が地域で循環し、地域の活性化に結びつけられるような仕組みを構築していきます。



森林資源の活用(市役所ロビー)



地域資源を活用したエコツアー(日本コバ)

3 地域住民や多様な主体が参画し、今後100年先を見通して地域の森づくりや資源利用について自ら考え、共に取り組んでいる。

- 木材価格の長期的な低迷や林業従事者不足などに起因する森林整備の停滞により、先人が継承してきた森林資源を次世代に引き継ぐことが困難になってきています。
- 地域住民や地域の森林・林業に関わる多様な主体が参画し、その地域に存在する森林の100年先の姿を見据えながら、その森林に関わる人々の思いが反映されるような森林づくりや資源利用の方策について話し合い、これを実現するための取組を共に進めていきます



地域住民や林業関係者による現地検討会
(箕川町)



100年の森づくり地域ワークショップの様子
(永源寺高野町)

コラム

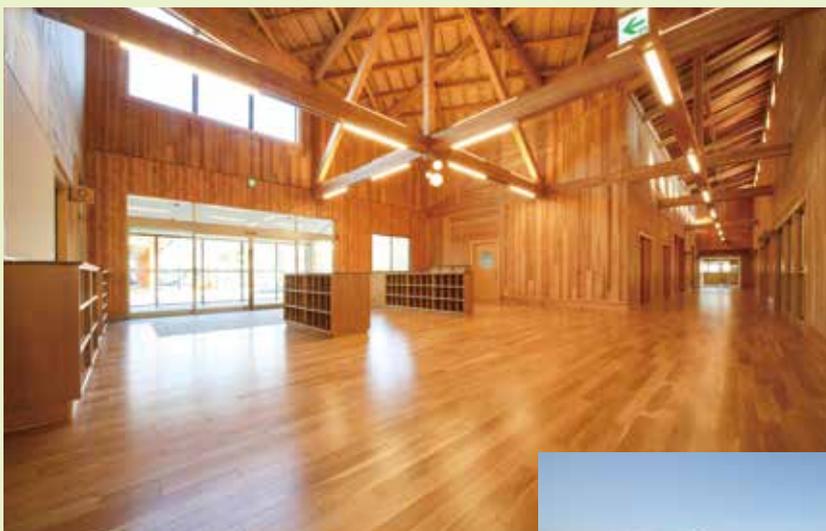
100年の森づくりビジョン
取組成果②

公共施設等における木材利用

あらゆる場面で木を使うプロジェクトの一環として、木材利用の推進を図り、公共施設等の木造化や内装の木質化に努めています。一方で公共事業は単年度会計であることから、山から木を伐り出して材を乾燥させてから年度内に使用することが困難であるため、市では「東近江市産木材調達管理基金」を設置しました。同基金は、木や製材品の調達の円滑化を目的とし、東近江市産木材の先行取得に活用することで、建築工事の発注と木材の調達のタイムラグから十分な量の木材が確保できないという課題への対応を可能としています。

同基金を活用した建築物に、令和2年3月に竣工した「永源寺もみじ幼稚園」があります。平成30年度に同基金を活用して東近江市産木材を先行取得したことにより、市内産材をふんだんに使った園舎が竣工しました。

今後も、基金を的確に活用することで、公共施設等における木材利用を促進し、東近江市産木材のさらなる流通拡大につなげていきたいと考えています。



永源寺もみじ幼稚園(エントランス)



永源寺もみじ幼稚園(外観)

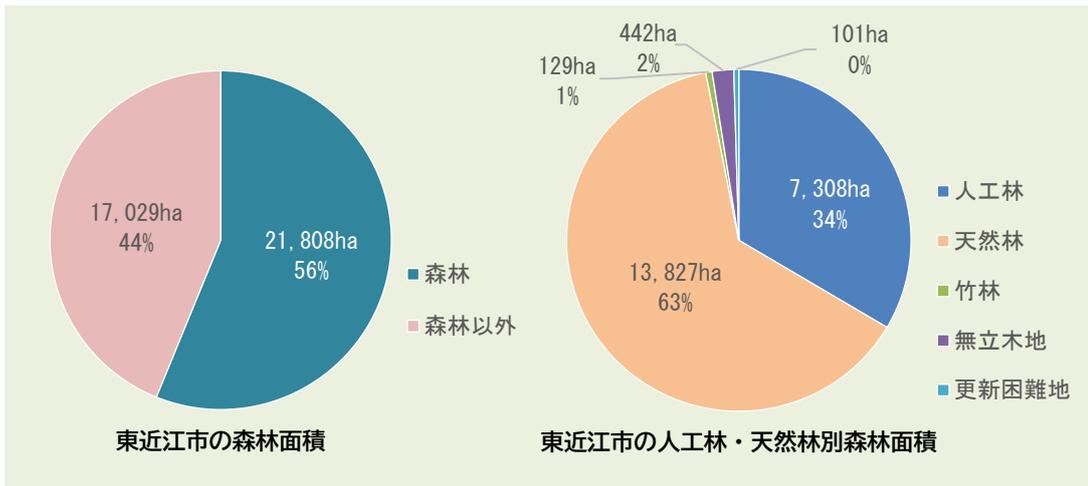


第3章 現状と課題

1 東近江市の森林・林業の現状

(1) 東近江市の森林の現況(各種数値については令和5年度時点)

- 本市の森林面積は、21,808ヘクタールで市域の56パーセントを占めています。森林面積のうち、民有林は21,128ヘクタールで97パーセントを占め、残りの680ヘクタールが国有林となっています。
- 民有林の所有形態は、個人が27パーセント、公社公団が16パーセント、社寺が14パーセント、会社が12パーセント、集落が13パーセント、県が3パーセント、生産森林組合が3パーセント、市が2パーセントであり、その他が10パーセントとなっています。
- 本市の森林面積21,808ヘクタールのうち、人工林・天然林別森林面積は人工林が7,308ヘクタール、天然林が13,827ヘクタール、竹林が129ヘクタール、無立木地が442ヘクタール、更新困難地が101ヘクタールです。森林面積における人工林率は34パーセントと県全体の42パーセントよりも低く、天然林率が高いことが特徴となっています。



- これらの森林は、鈴鹿山脈を構成するおおむね標高1,000メートル以上の森林と平野部における丘陵地や里山及び河川沿いに連なる河辺林に区分することができます。
- 戦後、植林されたスギ、ヒノキを中心とする人工林は、平成10年度頃から間伐施業が本格的に実施され始め、現在はピーク時の平成19年度からやや減少傾向にあるものの、現在も高水準で推移しています。
- 本市の人工林は10齢級以上の森林が70パーセントを占めており、伐採利用が可能な段階を迎えています。しかし、造林面積の推移を見てみると、拡大造林は減少する一方であり、また再造林についても低く推移しており、主伐やこれに伴う森林の更新があまり行われていない状況にあります。
- 近年、局地的な豪雨やニホンジカによる森林下層植生の食害等が相まって、愛知川上流部においては山腹の崩壊や泥質土砂の堆積が散見されます。



河川上流域に見られる山腹の崩壊

○鈴鹿山脈のブナ林の多くはスギやヒノキの人工林などに置き換わっていますが、御池岳のT字尾根、白船峠周辺、釈迦ヶ岳の山頂付近、タイジョウから杉峠に至る稜線などには中小規模のブナ林が残されています。



ブナ林(御池岳T字尾根)

○「21世紀に残したい日本の自然100選」に選定された御池岳のオオイタヤマメイツ林、竜ヶ岳や釈迦ヶ岳周辺のシロヤシオの群落、日本コバや岳の周辺に存在するモミ林、天狗堂、竜ヶ岳などの中腹に見られるアカガシの森など、多様で特徴的な森林が数多く存在しています。



オオイタヤマメイツ林(御池岳)

(2) 生物多様性保全から見た東近江市の森林

○鈴鹿山脈は、滋賀県と三重県の県境を南北に走る延長約60キロメートル、幅約10キロメートルの山岳地帯で、市域の56パーセントを占める森林の大半がこの中に含まれています。

○鈴鹿山脈の地質は、北部の御池岳、藤原岳などの石灰岩地域、緑色岩南部の釈迦ヶ岳、御在所岳などの花崗岩地域に大きく分けられるほか、日本コバ周辺や湖東平野の箕作山、織山などは湖東流紋岩から形成されています。このような地質条件

花崗岩地域に咲くアカヤシオ
(御在所岳・国見岳)石灰岩地域に咲くフクジュソウ
(鈴ヶ岳)

の違いによって、北部には石灰岩地域に多いフクジュソウ、セツブンソウなどの春植物が、また、南部の花崗岩地域にはアカヤシオ、バニドウダンなどツツジ科の植物が見られます。

○鈴鹿山脈は南北に長く、北部は日本海側からの季節風や積雪の影響を受ける一方、南部では太平洋側気候の影響を受けて晴れる日が多くなっています。また、山麓部の標高が150メートルから200メートル程度であるのに対し、鈴鹿山脈の山頂部は1,000メートルを超え、標高差による気象条件の変化が大きいことが特徴です。このような複雑な気象条件から暖温帯を代表するアカガシやスダジイなどの常緑広葉樹、中間温帯を代表するモミヤツガ、冷温帯を代表するブナやミズナラなどの落葉広葉樹をはじめ、多様な植生が見られます。

○鈴鹿山脈に見られる多様な森林のうち、特に貴重性があり保全の必要性が高いなど一定の基準を満たす森林について、「100年後に残したい鈴鹿の森」として選定しています。

○本市には、鈴鹿山脈の奥深い森、布引山、箕作山などの里山、愛知川の河辺林など多様な森林が分布しています。また、愛知川は鈴鹿山脈から湖東平野を貫流して琵琶湖に注いでいますが、その源流から河口に至るすべてが市域に含まれており、森里川湖のつながりを有しています。こうした森林の多様性やつながりが多様ないきものの生息や繁殖場所、移動手段として重要な役割を果たしています。その一例として、ビワマスは、琵琶湖から森林地域の溪流にまで遡って産卵を行い、稚魚は琵琶湖に下って成長した後、再び溪流に戻ってきます。

砂防堤上流へビワマスを遡
らせるための魚道づくり

- 本市の森林は原始的な自然ではなく、過去から常に人の手が加えられ、そのことがいきもの
の生息に適した環境を提供してきました。例えば、里山では、燃料や肥料として草木を採取す
るなど、適度に人の手が加えられることにより、明るい環境を好むコバノミツバツツジなど
の美しい花が咲き、昆虫や両生類、は虫類など多様ないきものを育てられました。
- 草地やかん木地帯を狩り場とし、崖地を営巣場所とするイヌワシが鈴鹿山脈のような森林地
帯に生息するのは世界的に珍しいと言われてはいますが、炭焼きや人工林の更新に伴う伐採で
開放地ができることにより、格好の生息環境を提供してきました。
- 森林内を狩り場とし、高木の樹上を営巣場所とするクマタカの生態に着目し、いきもの生
息に配慮した森林づくりとして、モデル林におけるモニタリング調査を行っています。
- 地域住民に親しまれるとともに由緒ある巨樹・巨木や森林については、「滋賀県自然環境保全
条例」に基づく自然記念物及び「東近江市自然環境及び生物多様性の保全に関する条例」に基
づく保護樹木・保護樹林に指定し、地域住民が中心となってその保全活動に取り組んでいます。
- 本市が、民間との協働で生物多様性の保全に取り組んできた愛知川流域の農業排水路が、自
然共生サイトとして環境大臣から認定を受けました。

(3) 木材をはじめとする森林資源利用

- 戦後、植林されたスギ、ヒノキの人工林が成熟し、森林資源の有効利用を図るべき時期を迎
えています。本市の木材生産量は、平成29年度の7,735立方メートルに対し、令和5年度には
7,509立方メートルとほぼ横ばい傾向にあります。これらの材の多くは合板、集成材及びチッ
プ工場へ出荷されています。
- 本市では、平成27年3月に「公共建築物等における地域産木材の利用方針」を策定し、認定こ
ども園をはじめとする公共施設において東近江市産木材の利用と周知を図ってきました。そ
の後、令和3年10月に「建築物における地域産木材の利用方針」に改定し、より一層の地域産
木材の利用促進を図っています。
- 東近江市産木材の生産・利用を通じて、資源や資金を地域内で循環させ、地域経済の活性化を
図るため、本市を中心とする地域において、森林組合、製材業者、工務店、木工業者などの関係
者による「東近江市あらゆる場面で木を使う推進協議会」が令和元年5月27日に発足し、これ
をさらに発展させるべく、令和6年9月1日には「一般社団法人木づかいプロジェクト」とし
て法人化されました。
- 広葉樹材の大半はチップ用材として出荷されていますが、一般社団法人木づかいプロジェクト
では、木工業者との連携によって広葉樹材を利用した家具等の生産・販売に取り組んでいます。
- 本市の小椋谷は全国の木地師文化発祥の地であり、地域の人々や全国の木地師関係者により
引き継がれてきた文化や技術、地域に残る寺社などの建造物、氏子駈帳・氏子狩帳をはじめと
する資料群が「木地師文化発祥の地東近江市小椋谷」として、平成30年度に一般社団法人日本
森林学会から林業遺産に認定されました。

(4) 里山の保全と活用

- 鈴鹿山脈の山麓部、布引山、箕作山、雪野山、織山などの低山地帯、愛知川の河辺林などの里山
は、古くから地域の人々とのつながりが深く、里山から産する木材や竹、落ち葉などが薪炭、
緑肥、生活に利用する資材や道具など様々な用途に利用されてきました。
- 里山に適度に人の手が入ることによって森林の遷移が抑えられ、明るく利用しやすい環境が
維持されるとともに、多様な動植物の生息・生育の場となってきました。
- 余暇時間の活用、健康増進への関心の高まり、自然への回帰志向など、これまでとは異なる新
たな価値を里山に見出し、ボランティアを中心とした保全活動を行う団体が全国的に増加し

ており、本市においても里山保全団体が活発な活動を行っています。

- 本市では、多様で特徴的な里山の価値を改めて見直し、保全するだけでなく、人と自然を結びつける場として活用することを目的とした「東近江市にぎわい里山づくり条例」を平成18年度に施行しました。本条例に基づき認定した団体を「東近江市にぎわい里山づくり団体」として活動を支援しており、これまでに29団体が登録され、里山づくり活動に取り組んでいます。

(5) エコツーリズム

- 本市は、鈴鹿山脈が鈴鹿国定公園に、また、織山や琵琶湖岸、伊庭内湖などが琵琶湖国定公園に指定されるなど豊かな自然に恵まれ、観光地として、また、登山やレクリエーションの場として積極的に活用されています。
- このような森林を含む自然環境において、森里川湖の自然とともに育まれてきた暮らしや生業など、人と自然との関わりの中でつくられてきた多様で豊かな地域資源を継承していくため、地域ぐるみで自然環境や歴史文化など地域固有の魅力を来訪者に伝え、本市ならではの原風景を構成する資源の保全につながるエコツーリズムを推進することを目的として、平成28年度に観光協会、アウトドア事業者、環境団体、行政機関などを構成員とする「東近江市エコツーリズム推進協議会」を設置し、地域資源の掘り起こしやエコツアーの実施、ガイド育成などの各種取組を進めてきました。
- 平成27年9月に市で選定した「鈴鹿10座」について、自然と調和しながら持続的に活用していくことを目的に、平成29年10月に「鈴鹿10座の保全・活用プラン」を策定しました。現在、同プランに基づき登山道整備、利用者への情報提供、ガイドの養成、地域資源の活用、自然環境の保全対策などに取り組んでいます。
- 平成30年4月に道の駅奥永源寺溪流の里に鈴鹿10座ビジターセンターを設置し、登山に関する情報提供やエコツーリズムの拠点として活用しています。
- 本市の森林、田園地帯、街並みなどを楽しみながら歩くため、地域住民がコース設定やマップづくりに参加しながら地域資源を掘り起こし、地域の課題解決や活性化に結びつけていくフットパスプロジェクトを平成29年度から大学との連携により進めてきました。
- これらの流れを踏まえ、市の指針として「東近江市エコツーリズム推進全体構想」を策定し、令和4年10月には県内初となる国の認定を受けました。



自然に配慮した登山道整備
(日本コバ)



東近江市エコツーリズム
推進全体構想 認定式・フォーラム

(6) 里山等を活用した環境学習

- 本市では、河辺いきものの森及び布引の森を環境学習の拠点として位置づけ、年間約11,000人に対して里山の自然をいかした環境学習プログラムを提供しています。里山の自然は放置すると植生遷移が進行する中、本市で環境学習が実施できる理由は、両施設とも里山保全活動団体「遊林会」による里山保全活動が継続されているためです。
- 平成27年度から始まった里山保育は本市独自の取組で、認定こども園等の近くにある里山など身近な自然を最大限にいかした幼児の体験活動として実施しています。令和5年度は15園で延べ2,950名に対して実施し、来園児童数は本市の在園5歳児の63パーセントを占めるなど、順調にその数を伸ばしています。

コラム

100年の森づくりビジョン
取組成果③

多様な森林をいかした環境学習

本市の豊かな自然環境や地域資源を、体験を通して子供たちへ伝えるために、多種多様な里山で環境学習に取り組んでいます。

平地の河辺林をいかした河辺いきものの森は、開園20年を超える現在でもボランティアによる保全活動が続いており、様々な動植物が見られる生態系の豊かな森となっています。また、令和5年4月には、東近江地域の里山らしさが残る植生や起伏に富んだ地形をいかした東近江市布引の森が開園し、里山の魅力を感じてもらう場となっています。両施設が相互連携をとることで、重層的な里山の活用につながり、幅広い世代に里山の役割や価値を伝えることができます。

このほか、身近な自然に触れ、自然の楽しさを知り、自分の住むまちの良さを感じてもらう機会として、認定こども園等のそばにある自然へ出かける里山保育を実施しています。平成27年度に1園から始まった同事業は、令和6年度には市内17園600人以上の園児に実施するところまで拡大しました。年々実施園が増加し、市職員だけでは実施が困難となる中、令和元年度には市民団体「東近江さとやまNannies(ナニーズ)」が発足し、里山保育の協働実施者として事業の継続や拡大に寄与しています。

今後も、次代を担う子供たちに四季折々の里山で過ごす時間を提供することで、子供たちの生きる力や郷土愛を育むとともに、森林の楽しさや大切さを実感してもらうことを目指します。



やまのご事業(河辺いきものの森)

遊歩道での散策
(布引の森)

里山保育(玉緒幼稚園)

2 東近江市の森林・林業の課題

(1) 森林の適正な経営管理が不十分なこと

○本市の人工林は、間伐を必要とする7齢級から10齢級未満の森林が26パーセントを占めています。また、人工林面積の半分以上が10齢級以上の主伐期を迎えており、計画的な森林資源の活用を図りつつ、主伐再造林等、今後は森林の公益的機能を適切に発揮しながら、森林資源の有効利用を図っていく必要があります。

○本市の森林は、所有形態が小規模かつ分散しており、森林境界の明確化を進めているものの、不在村森林所有者の増加、森林所有者の経営意欲の減退などにより、境界の不明瞭な森林や所有者不明の森林が増加しており、間伐などの適切な森林管理や主伐による資源の有効利用に支障を及ぼしています。

○拡大造林政策によって山間の奥地にスギやヒノキを植林したものの、風雪等により十分な生育が見られなかったり、間伐等の保育管理が十分に行われずに生長不良・成形不良、また、林道等から遠隔であるため、搬出に係る経費増大や循環林としての見通しが立たない森林が存在します。こうした森林では、下層植生の衰退や表土の流出など荒廃を引き起こす要因となっています。



間伐や枝打ちがされていないヒノキ林

○森林施業の集約化などの取組が行われているが、地域の実情や森林所有者の意向が十分に把握できていないこと、地域における推進体制が不十分なことから、適正な間伐の実施や森林資源の有効利用に結びついていない状況にあり、引き続きワークショップを開催することで、森林関係者に寄り添い、地域の実情に応じた支援を行っていく必要があります。

○集落周辺や道路沿いで、林業経営に適した森林であるにもかかわらず、手入れ不足のため収益が見込めない人工林については、本市の森林経営管理法における基本方針に基づいた森林整備を推進しており、引き続き未整備森林の解消に向けた取組を進めていく必要があります。

○伐採時期に達した森林については、伐採収益だけでは再造林やその後の保育に必要な経費が賄えないこと、植林した苗木がニホンジカの食害を受けることなどから、間伐の繰り返しにより収穫していく手法が主流となっています。このまま進むと、若い森林が育たず、本市の森林の齢級構成がアンバランスになり、多様な用途に利用できる資源の確保が難しくなることが懸念されます。花粉の少ない苗木による主伐再造林の支援は創出されましたが、今後は皆伐による森林の更新を進めていくための新たな手法の開発が必要になってきます。

○かつては日常生活に利用されてきた竹材林が利用されないまま繁茂し、立入りが困難になったり、農地や林地に侵入するとともに、降雪や強風により道路等に倒伏するなどの被害も見られます。

○本市では、永源寺地区を中心に林道整備が行われ、平成13年度に幹線の整備は完了しました。一方、近年の利用間伐の増加に伴い、作業道の開設は施業を進める上で林道を活用した整備が進んでいます。これらの林道や作業道が年月の経過とともに老朽化し、また、近年の線状降水



台風により被災した林道

帯などの異常気象による想定外の豪雨により被災するケースが増加しています。このような被害は、間伐の実施や木材搬出など林業生産活動に支障を及ぼすだけでなく、山村住民の生活や登山、入漁者、エコツーリズムの実施にも影響を及ぼしています。

- 広大な森林を有する本市では、林道や作業道の延長も長く、維持管理経費も増大し、施設管理者の大きな負担となっています。

(2) 地域における森林資源の利用が不十分なこと

- 本市の森林の蓄積3,378千立方メートルに対し、年間木材生産量は7,000から8,000立方メートルで、利用されているのはわずか0.2パーセントに過ぎません。また、持続的な森林経営を行うためには、成長量を超える伐採を行わないことが鉄則ですが、本市の森林の成長量22,000立方メートルに占める生産量の割合は33.47パーセントであり、まだ相当の余裕を持っているといえます。このため、本市の森林資源のポテンシャルを将来にわたって発揮するためには、木材生産量を計画的に増加させていくことが必要です。

- 本市の木材生産量7,509立方メートルのうち合板、集成材などに利用されるB材が30.8パーセント、木材チップなどに利用されるC材が50.9パーセントを占めるのに対し、製材品などに利用されるA材は18.3パーセントにとどまっています。

- A材は、販売価格がB材、C材よりも高額となるため、林業事業者の経営改善に寄与するとともに、森林所有者へ還元される金額も増加し、林業経営意欲の増進につながります。また、地域の製材工場や木工所で加工され、それらの製品が地域の木造住宅、木造公共施設、家具などに使用されることにより、地域の資源や資金が地域内で循環し、地域経済の発展に寄与することが期待できるため、今後はA材の占める割合を増加させることが課題です。そのためには、地域の森林組合、製材業者、木工業者、工務店などの関係者が連携し、地域産の木材が地域で生産・流通・加工・販売できる仕組みを構築することが必要です。



市内の製材工場

- 本市の製材業者数は、平成元年度に29業者あったものが、令和5年度には11業者まで減少しています。木材業者(素材生産業者及び木材販売業者)についても、平成元年度の47業者から令和5年度には15業者まで減少しており、木材の生産・加工・流通・販売の担い手の確保が課題となっています。

- 燃料革命などにより広葉樹材が使われなくなり、広葉樹林の適切な保全・管理が行われなくなっています。このため、今後は本市の天然林の多くを占める広葉樹資源の積極的な活用が課題となっています。

- 森林は、木材をはじめ資源として活用されてきたが、その利用範囲は限定的であったため、今後は観光、健康、教育など幅広い分野で利用を進めることにより、地域の振興につなげていくことが課題となっています。

- 森林は木の香り、小川のせせらぎ、小鳥のさえずり、新緑や紅葉、土や落ち葉の感触などによりリラックス効果、うつ状態の改善など人の心身の健康に良好な影響を及ぼすことが明らかになっていますが、その資源が十分に活用されていません。今後は、森林が持つこうした効果を積極的に活用し、市民の健康増進を図るとともに、地域の活性化にも寄与することが期待されています。

(3) 森林の生物多様性の劣化

- 間伐が行われないう手入れ不足の人工林では、森林の下層植生が衰退し、小動物や鳥類、昆虫などの生息・繁殖場所が消失しています。また、このような状態が進行すると、表土が流出し、植生基盤となる土壌や埋土種子が失われ、次代の森林更新にも影響を及ぼすことが懸念されています。
- イヌワシの生息には、狩場となる開放地が必要ですが、拡大造林や再造林による森林の伐採・更新が行われなくなり、開放地が創出されなくなった影響により、イヌワシの生息環境が大きく変化し、その生息・繁殖が危ぶまれています。また、森林生態系ピラミッドの頂点に存在しているクマタカについても、生息のためには、森林の適切な管理により、広い林内空間と豊かな下層植生が確保され、獲物となる中小動物が存在していることが重要となります。
- 広範囲でスギ、ヒノキが植林されたことにより、広葉樹が供給する昆虫などの餌が減少したり、適度な日陰が少なくなり、イワナなど森林と深い関わりを持つ魚類の生息に影響を及ぼしています。また、近年の集中豪雨の多発などにより、山腹崩壊が多発し、河川内に泥質の土砂が堆積することで溪流の濁りが澄みにくくなるとともに、河川の増水によって土砂の過剰な堆積が発生し、淵がなくなり、瀬ばかりになるなど、溪流魚の生息環境が大きく変化しています。
- 近年、ニホンジカの生息数が増加し、その食害により森林の下層植生や笹原が衰退・消滅するとともに、ニホンジカが嫌う不し好性植物などが繁茂し、植生の多様性が失われています。これらにより、特定の植物に依存する昆虫に影響を及ぼすとともに、小動物や鳥類の生息・繁殖場所が消失しています。下層植生が消滅した場所では後継樹が育たず、森林の更新が見られず表土が雨水で浸食され、治水や防災面でのリスクが高まっています。
- 薪炭など様々な用途に利用されてきた里山は、戦後の社会構造や生活習慣の変化によって放置され、植生遷移が進んで常緑広葉樹や竹が侵入し、明るい環境を好む里山特有の動植物が絶滅を危惧される状況になっています。また、里山の手入れ不足や耕作放棄地の増加などにより、野生動物と人間との適切なすみ分けのバランスが崩壊し、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザルなどの野生動物による被害が深刻化しています。
- アカマツ林では松くい虫による枯死やコナラ、クヌギ、アベマキなどの林では、カシノナガキクイムシによるナラ枯れが発生しています。また、里山や河辺林などでは、土壌の浅い場所で育ちすぎた樹木が台風などにより倒れる被害も発生しています。



シカによる被害(藤原岳)

(4) 森林と地域住民や暮らし・文化との関係の希薄化

- かつての山村集落周辺の森林は、生活に必要な燃料や資材を調達する薪炭の苅場として、また、林業や製炭などの生業の場として、山村住民との間に深いつながりがありました。しかし、燃料革命をはじめとした社会構造や生活習慣の変化に伴い地域住民が山に入る機会が減少しました。また、かつては植栽やその後が続く下刈り、雪起こし、除間伐などの保育施業を森林所有者自身が行うケースが多く見られましたが、作業の効率化を図るための機械化及び農林水産業の兼業化が進み、山の管理を含む森林施業を林業事業体に委ねることが主流となり、自分の山を見に行く機会も減少しました。このような中で、山村の過疎化や高齢化の進行、不在村森林所有者の増加などが森林と人との関係の希薄化に拍車をかけています。
- 地域住民や林業関係者などが地域の森林の現状や課題を共有し、地域の森林や山村の資源を

ブラッシュアップ(磨き上げ)しながら、今後の森林づくりや森林資源の利用について語り合い、可能などころからの実践を始めとした仕組みの構築が必要となっています。

- 近年、鈴鹿10座を始めとした登山や溪流釣り、キャンプなどの野外活動が流行し、県内外からの入込客が増加しています。しかし、単に山に登ったり溪流釣りをして帰るだけに終わったり、都会の生活スタイルをそのまま山村に持ち込むことで、ごみ問題をはじめ自然環境や生活環境に負荷を与え、地域とのトラブルに発展しているケースも見られます。



迷惑駐車対策のためのバリケードの設置や専用駐車場の整備
(奥永源寺アウトドアライフ推進協議会)

- 地域住民を含む関係者が一緒になって、森林や山村の自然、暮らし、文化など多様な資源をブラッシュアップ(磨き上げ)し、エコツーリズムなどに活用することにより、山村の活性化を図るとともに、森林・林業や自然環境保全への理解を深めるなど、森林と人との関係を再構築する必要があります。

(5) 森林や自然環境保全の重要性への理解が不十分なこと

- 地域で生産された木材は、合板、集成材、紙製品など工業製品化されたものに使用され、広く一般に流通していますが、その使用実態が見えにくく、私たちの身近な山とのつながりが実感されにくくなっています。
- 海外の熱帯雨林保護の考え方が日本の森林にも当てはめられ、木を切ることが悪であるかのように認識されたり、ブナなどの広葉樹林が水源を育むとしてもはやされる一方で、スギやヒノキの人工林が花粉症の発生源として一方的に環境に悪影響を及ぼすかのような風潮が見られます。日本の人工林では、木を伐採して利用することが森林の健全性を高めることや適正に管理されたスギやヒノキの人工林は、その景観の美しさや水源かん養機能の発揮の面で広葉樹林と遜色がないことなど、正しい理解を広めていくことが重要です。
- 市民が森林の保全・整備に参加したり、施業地に子供たちを招いたり、里山などのフィールドを活用した森林体験学習を行うことにより、森林・林業の現状や自然の仕組みを学ぶ機会を与えることが重要です。こうした機会を通じて、子供たちの生きる力や創意工夫して物事を解決する力を身に付けていくことが期待されます。
- 登山道に近接した手入れ不足の森林や作業道の存在が、登山やエコツーリズムにおける景観的な価値を損なっているケースが見られます。また、林業の効率性や生産性を優先するあまり、むやみな作業道の規模拡大や花崗岩などの地質的に脆弱な場所での作業道の構築は、林地災害を誘発するおそれがあります。作業道の構築では、林地の土質や地形を十分に理解し、森林施業計画の中で必要とされる規模にとどめ、植生による道路法面の安定や道路排水計画など、道路構造を恒久的に維持できる計画が求められます。作業道を効果的に利用した適正な森林整備は、森林資源の循環を計画的に促し、森林の保全に繋げることができます。これらの森林整備が果たす役割については、森林所有者や林業事業者だけでなく、広く一般に啓発していくこともエコツーリズムの役割であると認識しています。
- 「滋賀県自然環境保全条例」に規定する自然記念物に指定された巨樹・巨木や「東近江市自然環境及び生物多様性の保全に関する条例」に基づき指定された保護樹木・保護樹林については、指定後の周辺環境や人々の価値観の変化に伴い、地域住民による継続的な維持管理が難しくなっています。

一般社団法人木づかいプロジェクト (地域産材を活用した木育)

本市では、平成30年1月に製材業者、工務店、木工業者、薪ストーブ販売業者、山岳団体、森林組合及び行政関係者など、多様な主体を構成員とする「鈴鹿の森おこし」推進ワーキンググループを設置し、その中で具体的な実践活動として、「東近江らしい新たな森づくりプロジェクト」と「あらゆる場面に木を使うプロジェクト」に取り組んできました。

それぞれのプロジェクトから出たアイデアを元に木製品を試作し、その方法や内容について議論を行う過程で東近江市産木材の生産・流通・加工・利用を促進する組織の設立についての機運が高まり、組織の在り方などについて協議を重ねた結果、令和元年5月27日に「東近江市・木を使うプロジェクト推進協議会」が発足しました。

協議会では、森林組合、製材業者、木工業者、工務店、薪及び薪ストーブ業者、消費者など多様なメンバーが参加し、「プラスチックを木に・・・」を合言葉に、内装、家具、備品、玩具、小物など身近なところに東近江市産木材を活用するための取組が進められました。

その中で、市民や子供たちが木に触れ、木に親しむことにより、森林・林業や木材利用推進への理解を深めることを目的とした木育事業を実施しており、東近江市産木材を用いた遊具の製作や企業、商業施設、公民館での木育体験会を全国的に実施し、令和5年度においては、延べ15箇所で4,251人の参加がありました。

また、令和6年9月1日には、「一般社団法人木づかいプロジェクト」が発足し、更なる東近江市産木材の普及啓発を進めていくための事業の拡大が進められています。



一般社団法人木づかいプロジェクトによる木育の様子

コラム

100年の森づくりビジョン
取組成果⑤

にぎわい里山づくり

本市の森林の多くは鈴鹿山脈に占められます。しかし、市街地周辺にも多くの里山が見られることも本市の特徴です。

里山は、人々が薪や炭焼き用の木、山菜、肥料用の落葉などを採取利用してきた森で、人の暮らしに欠かせないばかりか、子供たちの遊び場や季節の移り変わりを感じることのできる場でした。

その里山と人の暮らしとの結びつきが薄れつつある近年、再び社会のなかで大切な癒しの場としてその価値を再認識するため、本市では、里山を「私たちの暮らしに、もっとも身近な自然であり、多様な生き物のすみかであり、なじみ深い風景でもあったもの」と位置づけ、市民自らが里山の保全・活用に取り組む団体を「にぎわい里山づくり団体」として認定し、活動を支援しています。

平成18年度から取組を始め、令和5年度までに延べ29団体の活動を支援してきました。このことから、里山が市民の癒しの場として再認識されていることがうかがえます。



里山保全活動の様子(梵ジュール里山保全クラブ)



里山保全活動の様子(東近江トレイル実行委員会)



第4章 基本理念

第3章に掲げる東近江市の森林・林業における課題を踏まえ、今後、本ビジョンに基づく基本施策を推進していくための基本的な考え方を次の5つの基本理念として掲げます。

1 地域(ローカル)の視点で森林・林業を考える

- 国や県のレベルで森林・林業施策を推進するだけではなく、地域住民や関係者の声が反映しやすい市レベルで森林・林業を捉え直し、独自に策定したビジョンに基づく取組を進めていきます。
- 具体的な森林整備や資源利用については、森林・林業の課題を実感しやすい集落や自治会など、よりローカルな視点で情報共有や議論を行い、地域住民や森林・林業に関わる多様な分野の人々の参画による取組を進めていきます。

2 100年先の未来を見据えたビジョン

- これからの森林づくりは、その時々々の社会経済情勢など時代の要請に翻弄されるのではなく、100年先の姿を見据え、地域に根付いたビジョンの基に取り組んでいく必要があります。
- 地域の森林に関わる人々がその夢や思いを語り合い、地域の森林の実情や地域住民の思いなどが本ビジョンに反映され、先人から引き継いできた貴重な森林資源を次の世代に引き継いでいけるような仕組みを作り上げていきます。

3 プロセスの重視と柔軟な対応

- 本ビジョンの進捗管理や具体的な実践活動に当たっては、そのプロセスを重視することによって「自分のこと」として捉えながら参画していけるような機運を醸成することが重要です。
- これまでのような同時的、均一的な進め方や一度決めたら変更できないような硬直した手法ではなく、地域の実情を踏まえた柔軟な進め方により、本ビジョンの着実な成果が得られることを目指します。

4 森里川湖のつながりをいかした森林づくり

- 本市の強みである森里川湖のつながりをいかしたエコツーリズムなどの取組を発展させるとともに、生物多様性の低下を止め、回復軌道に乗せることを意味するネイチャーポジティブの実現に向けて、研究機関等の多様な主体との連携を強化することで、豊かな森林や自然環境の持続的な保全と活用を両立させていきます。
- 本市の森里川湖のつながりを阻害するような様々な課題を解決し、水の流れ、モノの移動、人と人など様々なつながりの再生を目指した森林づくりを展開していきます。

5 森林・林業+X(エックス)

- 山や森林に関わる多様な主体が、木材生産や木工技術など従来型の森林・林業の枠だけにとらわれることなく、エコツーリズム、観光、健康福祉、教育、歴史文化など新たな価値(X・エックス)を森林に付加した考え方を提唱します。
- 既存の取組も含めて、森林・林業+X(エックス)の取組を奨励し、積極的に活用していくことにより、東近江市の新たなビジネスとして成長、発展させていきます。

コラム

100年の森づくりビジョン
取組成果⑥

「森林・林業＋X(エックス)」としての 森林利用の可能性

本ビジョンを推進するための仕組みの一つに「森林・林業＋X(エックス)」があります。

これは、木材生産や木工技術などに主眼が置かれてきた従来の森林・林業に、観光、教育、健康福祉、スポーツなど、あらゆる可能性を付加することにより、新たな展開をもたらすことがねらいで、次のような取組が既に動き出しています。

(森林・林業＋就業支援) 一般社団法人Team Norishiro(チーム のりしろ)

「働く」をキーワードに、生きづらさを抱える人と地域をつなぐ一般社団法人 Team Norishiro(チーム のりしろ)では、地域で働きづらさを抱えながらも、社会との関わりを持とうとしている若者たちと一緒に薪の生産を行うことによって、次のステップにつなげていく取組を実践されています。

(森林・林業＋保育) 東近江さつやまNannies

感性を育む上で重要な幼児期の子供同士が、地域の自然の中で過ごす機会が少なくなっている中、身近な自然の楽しさを知ることによって地域への愛着心が育まれる「里山保育」を一人でも多くの子供に届けようと、市民団体「東近江さつやまNannies」が設立され、里山保育をはじめ様々な自然体験活動を実施されています。

(森林・林業＋木工・木育) 一般社団法人木づかいプロジェクト

鈴鹿山脈から琵琶湖までの自然豊かな東近江市を中心とする地域の森林・林業関係者が集まり、木のある暮らしを提案するとともに、日常生活や事業活動のあらゆる場面で木が使われるような活動を展開し、地域の資源や資金が地域で循環する仕組みを構築することを目指し「一般社団法人木づかいプロジェクト(前身:東近江市あらゆる場面で木を使う推進協議会)」を設立され、様々な木製品、木育サービスなどを提供、情報を発信し、持続可能な木材資源の循環に貢献されています。

上記以外にも、「特定非営利活動法人里山保全活動団体遊林会」による25年以上に及ぶ里山保全活動や環境学習指導の取組(森林・林業＋環境教育)や龍谷大学の龍谷フットパスプロジェクトによる和南町、君ヶ畑町、杠葉尾町でのフットパスイベントを通じて地域の魅力を感じてもらおう取組(森林・林業＋まちづくり)など、様々な取組が展開されています。

また、現在実施している「東近江市100年の森づくり地域ワークショップ」においても、地域の皆さんや関係者との議論を重ねる事により、森林施業の枠にとらわれない新たな＋X(エックス)の創出が期待されます。



第5章 基本施策

1 新たな森林経営管理の推進

(1) 新たな森林管理システムの推進

- 集落周辺や道路沿いで林業経営に適した森林にもかかわらず、手入れ不足のため収益が見込めない人工林について、森林経営管理法における基本方針に基づき一定の要件を満たせば、市が経営管理権(10年間)を設定し、森林所有者に代わって間伐や枝打ち等の森林整備を行い、「モデル林」として再生することで、森林整備の普及啓発を推進します。
- 新たな森林管理システムの推進に当たっては、森林管理アドバイザーを中心に集落単位で開催するワークショップや聞き取り調査などを行い、森林所有者や地域の林業関係者の意向を把握するとともに、得られた情報を基に森林の境界明確化や施業の集約化を進め、間伐等の森林施業の促進を図ります。

(2) 間伐等の森林整備及び路網の整備

- 伐採・利用が可能で収益性が見込める森林については利用間伐を進めていくこととし、収穫期に達しない若齢林や現時点で伐採収益が見込めない森林では保育間伐を行います。また、搬出の困難さや手入れ不足により収益が見込めず、公益的機能重視の森林に転換する場合は、強度間伐による針広混交林化を図るなど、状況に応じて適切に区分しながら森林整備を進めていきます。
- 間伐作業や間伐材の搬出・運搬の効率化、低コスト化を図るため、環境や景観に配慮しつつ、作業道等の路網整備や機械化を促進します。
- 間伐等の森林整備や路網の整備は、地域住民や関係者の合意形成や情報共有の基に進めることとし、その手段として集落単位で開催するワークショップや森林経営管理法に基づく新たな森林管理システムを活用します。



間伐材の搬出

(3) 生態系や景観に配慮した伐採・搬出技術の確立

- 間伐等の森林整備の実施に当たっては、生態系や景観に配慮し、作業道等の開設は施業の目的に応じた必要最小限の規模や規格とするとともに、登山道に近接する場合には迂回路の設置についても検討します。
- 架線等による搬出など作業道以外の搬出方法についても、現地の自然環境や搬出する木材の状況、搬出に伴うコスト等を見極めた上で導入します。
- 大面積皆伐や伐採後に植栽が行われない造林未済地による自然環境の劣化や土壌の流出等が全国的に問題化しており、皆伐の実施に当たっては、小面積皆伐の採用、伐採跡地への苗木の植栽、ニホンジカなどによる食害防止としての単木保護などについて、森林所有者の理解を得ながら進めていきます。
- 今後の木材生産の効率化を見据えた計画的な伐採と植林を促進していきます。

(4) 管理放棄された里山林や竹林の整備とその仕組みづくり

- 荒廃した里山林や竹林については、里山林の防災対策、松林の健全化対策、獣害防止のための

緩衝帯整備などに継続的に取り組み、その健全化を図ります。

- 健康増進や身近な自然に触れる場、薪などのバイオマスの利用、環境教育の場など、里山に新たな価値を見だし、積極的な活用や保全・整備ができるよう「東近江市にぎわい里山づくり条例」に基づき、里山保全活動に対する支援を行います。

(5) 環境林における森林の多面的機能の発揮

- 山の奥深くに植林され活用が困難な森林や森林所有者による管理が困難な森林については、経済的な価値は低下しているものの、本市の水資源のかん養や生物多様性に寄与することやエコツーリズムのフィールドとしての価値を有していることから、環境林として適切な管理が必要です。このような森林の整備や活用の在り方、費用負担の仕組み等について、集落単位で開催するワークショップ等を活用しながら、幅広い関係者の参画により検討します。

(6) 林道の維持管理及び災害復旧対策の推進

- 林道は森林整備や木材生産活動に重要であるばかりではなく、山村住民の生活やエコツーリズムの実施においても重要な役割を果たしています。しかし、年月の経過とともに法面の風化や浸食、側溝への土砂の堆積、橋梁やトンネルの老朽化などが進行しており、今後も林道の維持管理を継続的かつ計画的に進めていきます。
- 上流部の山腹崩壊で河床が上昇することによる林道の被災が発生しており、土砂の発生源対策を関係機関に要請するとともに、現地の状況を踏まえながら土砂の堆積対策に取り組んでいきます。
- 林道の維持管理は、管理者だけではなく、地域住民や林道を利用する多様な主体とも連携し、その参画の基に進めていくための仕組みを検討します。
- 近年、台風や集中豪雨が頻繁に発生し、道路法面崩壊や路体の流失など、林道が被災するケースが増加していますが、引き続き国や県の林道災害復旧制度の活用等、早期の復旧が図れる体制を確保していきます。

2 木材の多面的な利用拡大の推進

(1) 木材生産の効率化と生産量の拡大

- 県内6つの森林組合がひとつとなり、新たに「滋賀県森林組合」が設立されたことを契機に、林業事業体の森林施業の更なる集約化や基盤強化を図っていくため、高性能林業機械の導入や路網の整備により、木材生産の効率化を目指します。

(2) B材、C材中心からA材をはじめ多様な需要に応えうる生産構造への転換

- 本市における木材生産はB材及びC材が大半を占めていますが、今後は販売価格がより高く、地域経済の発展にも寄与するA材のシェアを高めるため、木造住宅、公共施設、土木・園芸用資材、外構材、家具、玩具など多様な需要を的確に捉え、これらの需要に対応しうる生産構造へと転換していきます。
- 多様な用途に木材を供給し、付加価値を高めるため、伐採対象となる森林の樹種、胸高直径、樹高、保育の



需要に応じた仕分けが重要

履歴、材質などを現地で適切に見極め選木し、需要に応じた採材を行うとともに、用途に応じた木材の付加価値を見極めながら、需要に応じた仕分や運搬が行えるよう、現地研修や指導により伐採・搬出技術の向上を図ります。

- 東近江市産木材を活用した家具や木製品を商品化するため、デザイン性の高い製品の試作や製品展示会の開催に取り組むとともに、地域での安定した加工・販売体制づくりを目指していきます。

(3) 公共施設等における木材の利用促進

- 公共施設の木造化や内装の木質化に当たり、建築工事の発注と木材の調達タイミングのずれから十分な量の木材が確保できないケースも見られるため、「東近江市産木材調達管理基金」の運用による東近江市産木材の先行取得により、原木や製材品の調達の円滑化を図ります。
- 公共施設の新設や改築に当たっては、木造・非木造を問わず、そのタイミングを捉えて東近江市産木材を使用した内装の木質化や家具・備品等の導入を図ります。
- 「建築物における地域産木材の利用方針」に基づき、公共施設のみならず広く建築物一般に地域産木材の積極的な活用が図れるよう、関係機関等が連携し利用促進を図ります。
- 公共施設等の木造化や内装の木質化に当たり、使用する木材の調達を担うべき森林組合や製材業者などが連携し、情報共有や役割分担を行うことにより、原木や製材品の供給が円滑に進められる体制の構築を図ります。



公共施設の木造化
(東近江市布引の森)



市役所での記者会見などに使用する
木製バックパネル

(4) 薪の生産及び利用の促進

- 木材チップとしての販売が大半を占める広葉樹については、薪ストーブの需要拡大に合わせ、木材チップよりも販売価格の高い薪の需要が拡大していることから、森林組合や薪の販売事業者等の連携により針葉樹も含めた薪の生産、利用の拡大を目指します。
- 薪の需要を継続的に確保するため、薪ストーブの利用促進や正しい薪ストーブの利用に関する普及啓発を行うとともに、農業等、事業者向けの薪ボイラー等の利用促進を働きかけます。

(5) 生産から流通・加工・利用に至るまでの関係者の連携体制の構築

- 東近江市産木材の生産から流通・加工・利用に至るまでの関係者による連携組織として発足した「東近江市あらゆる場面で木を使うプロジェクト推進協議会」が新たに「一般社団法人木づかいプロジェクト」として法人化したことを機に、東近江市産木材を活用した製品開発、木製品の需要及び利用調査、広葉樹材の木材市場の開催、東近江市産木材や製品の展示、それらに関する情報提供や相談の一元化などの取組を共同して更に推進していきます。

(6) 木地師文化を継承・発展させる新たな木工文化の創出と木育の推進

- 本市に古くから継承されてきた木地師文化の伝統や技術をいかしながら、ろくろ製品をはじめ

め新しい形で木材を加工する木工作家等による家具、器具、玩具などの製品開発、幼稚園など公共施設への木製品の導入、木製品の展示や木育を啓発するためのイベントの開催等に対する支援を行います。

- 木育は、市民や子供たちが木に触れ、木に親しむことにより、森林・林業や木材利用推進への理解を深めるとともに、幼児などの情操教育としても有効であることから、教育施設等への地域産木材を活用した玩具やスペースを導入します。

3 生物多様性や自然景観の保全を重視した森林づくり

(1) いきものの生息に配慮した森林づくり

- 鈴鹿の多様な自然環境によって生息するいきものの生態に配慮した森林づくりを目的に発足した「東近江市生物多様性の保全を重視した森づくりプロジェクト」において、モデル林を設け、森林生態系ピラミッドの最上位種であるクマタカをモデルとする生息環境に配慮した森林の在り方やそこから生まれる木材に新たな付加価値をつける森林認証制度の創設などの取組を推進していきます。

(2) 「100年後に残したい鈴鹿の森」の選定と保全・活用

- 鈴鹿山脈の広大な森林において、特に貴重性があり保全の必要性が高い森林について、その分布や規模、特性等を専門的な観点から評価・検討を行い選定した「100年後に残したい鈴鹿の森」の重要性を広く啓発していくとともに、エコツーリズムや環境学習などに積極的に活用していきます。

(3) 多様な広葉樹材の活用と広葉樹林の保全・育成

- 家具、玩具、日用品をはじめ多様な用途に広葉樹を活用するため、原木や製材品を販売する市場の開催、広葉樹材を活用した製品開発及び広葉樹材製品の展示・販売などに取り組みしていきます。
- 多種多様な広葉樹材が供給でき、かつ、生物多様性にも富む森林の整備を図るため、有用広葉樹苗木の生産やモデル的な有用広葉樹林の造成に取り組み、広葉樹林の育成技術の確立を図ります。
- 広葉樹林の保全に関しては、全国植樹祭関連植樹地の活用や前述の(1)、(2)の取組を踏まえて、優先的に保全すべき広葉樹林を検討し、その保全・育成を図ります。

(4) 森里川湖のつながりを再生する森林づくり

- 愛知川では瀬切れや長期に渡る濁水が発生するなど、森里川湖のつながりを阻害する事象が見られますが、そのメカニズムの解明は十分ではありません。また、森林や河川に対する人々の関心が薄れ、上流の森林から琵琶湖に至る人やモノのつながりが途切れてきていることも指摘されています。このため、多様な関係者が森林や河川の現状、かつての利用状況などについて情報共有し、人との関わりの在り方について意見を交わすとともに、その成果を琵琶湖の保全や愛知川の再生に資する森林づくりにいかせるような仕組みを検討します。

(5) 鈴鹿10座やエコツーリズムなど多様な利用価値のある森林づくり

- 登山、エコツーリズム、環境学習等のフィールドとなる森林は、間伐等の森林管理の優先的な実施や多様な樹種の保全又は登山道と作業道の間への緩衝帯の設置などを実施することにより、多様な利用価値を有する森林づくりを進めます。

- 林業生産やエコツーリズムなど森林で行う多様な活動に当たっては、自然環境への負荷が少ない資材や機械・器具の使用に努めるとともに、ごみ問題の解消に向けた活動や啓発を行います。
- 多様な利用価値のある森林づくりには、林業関係者だけではなく、登山、キャンプ、エコツーリズムなど、森林を利用する様々な主体にも参画を働きかける必要があることから、地域ワークショップや森づくり会議などに参画する多くの関係者と連携を図りながら森林づくりに取り組んでいきます。

(6) ニホンジカの被害対策をはじめとする獣害対策の推進

- 野生動物による森林被害に対し、県、市、猟友会等の連携によるニホンジカの捕獲、森林所有者や森林組合等による造林木のテープ巻きなどの対策を継続的に推進します。
- ニホンジカなどの獣害対策においては、行政区を超えた広域的な取組が必要であると考えられるため、特に鈴鹿国定公園エリアを所管する滋賀県に対して、効果的な対策の必要性を訴えていきます。
- 皆伐跡地において、植生防護柵設置区域や単木保護区域を設け、それぞれの苗木成長比較や植生等の調査を行うことにより、ニホンジカの食害地において生物多様性に配慮した森林の更新及び保育技術の確立を目指します。
- ニホンジカの食害により、登山のフィールドとしての景観価値の低下や植生の破壊による道迷いなどが懸念されていることから、登山関係者をはじめ多様な主体に対し、被害実態についての啓発を行うとともに、ニホンジカ被害対策への積極的な参画を働きかけます。

(7) 巨樹・巨木の保全

- 「滋賀県自然環境保全条例」に規定する自然記念物に指定された巨樹・巨木や「東近江市自然環境及び生物多様性の保全に関する条例」に基づき指定された保護樹木・保護樹林については、その現状を把握し、エコツーリズムや環境教育に積極的に活用することで、保全への理解を促進するとともに、保全活動への参加の気運を醸成します。

コラム

100年の森づくりビジョン
取組成果⑦

100年後に残したい鈴鹿の森の選定

鈴鹿山脈には広大な森林が存在しますが、その多くは薪炭材として利用されてきた広葉樹の二次林やスギ・ヒノキの人工林など人為の影響を大きく受けた森林です。

一方で、山頂部や尾根筋など人為的な影響が少ない場所に、特徴的な森林が残されているなど、多様な森林も見られます。

このような森林のうち、特に貴重性があり保全の必要性が高いなど一定の基準を満たす森林について、東近江市エコツーリズム推進協議会が「100年後に残したい鈴鹿の森」として選定する事業を令和元年度から令和3年度にかけ実施し、20箇所を選定しました。

今後は、選定した森の重要性について広く啓発するとともに、エコツーリズムや環境学習などに活用していく予定です。

(選定箇所一覧)

- ①真の谷のサワグルミ林(茨川町)
- ②御池岳のオオイタヤメイゲツ林(君ヶ畑町、茨川町)
- ③御池岳T字尾根のホンシャクナゲ群落(君ヶ畑町)
- ④御池岳T字尾根のブナ林(君ヶ畑町)
- ⑤竜ヶ岳のシロヤシオ群落(政所町)
- ⑥竜ヶ岳西尾根(太尾)のアカガシ林(政所町)
- ⑦八風谷のアスナロ林(黄和田町)
- ⑧八風峠のシロヤシオ群落(黄和田町、杠葉尾町)
- ⑨釈迦ヶ岳のブナ林(杠葉尾町)
- ⑩御在所岳・国見岳のアカヤシオ群落(甲津畑町)
- ⑪上水晶谷のアスナロ林(甲津畑町)
- ⑫神崎川源流のトチノキ林(甲津畑町)
- ⑬雨乞岳のツツジ科低木林(甲津畑町)
- ⑭千草街道の巨木並木(甲津畑町)
- ⑮杉峠の頭のブナ林(甲津畑町、佐目町)
- ⑯タイジョウのホンシャクナゲ群落(甲津畑町、佐目町)
- ⑰銚子ヶ口・風越山のホンシャクナゲ群落(杠葉尾町)
- ⑱愛知崖のユクノキ林(萱尾町、蓼畑町、九居瀬町)
- ⑲日本コバ・政所道のモミ林(政所町)
- ⑳君ヶ畑のアカガシ・ブナ混生林(君ヶ畑町)

アカヤシオ群落
(御在所岳・国見岳)

ブナ林(杉峠の頭)

4 エコツーリズムの推進と地域資源の活用

(1) 東近江市ならではのエコツーリズムの確立

- 豊かな自然資源を土台に人的資源、人工資源、社会関係資源を効果的につなぎ、その魅力を高めるとともに、地域の活力を創出し、東近江市の森里川湖の「原風景」を将来世代に継承することを目的に策定した「東近江市エコツーリズム推進全体構想」に沿って、本市ならではのエコツーリズムを推進していきます。
- 市内に存在する多様な地域資源を活用したエコツアーの実施におけるガイドについては、ガイドとしての全般的なスキルに併せ、実施するフィールドによって専門的なスキルが必要になってきます。本市では、市内全域をフィールドとする「森里川湖エコツーリズムガイド」を主軸に、「鈴鹿10座エコツーリズムガイド」など、専門的なスキルを必要とするガイドの養成を計画的に実施していきます。



鈴鹿10座エコツーリズムガイド養成講座



エコツアーの様子(御在所岳山頂)

(2) 鈴鹿10座の保全と活用

- 「鈴鹿10座の保全・活用プラン」に基づき、登山口までのアクセス改善、登山道や駐車場等の整備、利用者への広報・情報提供、安全対策や維持管理のための体制構築、自然や歴史・文化など地域資源の活用、優れた自然環境を保全・活用するための仕組みの確立など、具体的取組を計画的に進めていきます。
- 取組の推進に当たっては、鈴鹿10座の保全・活用プラン推進会議により、プランの進行管理と評価を行うとともに、専門的な観点から指導・助言を受けながら、着実な推進を図っていきます。
- 鈴鹿10座に関する情報発信の場として道の駅奥永源寺溪流の里に設置した「鈴鹿10座ビジターセンター」では、鈴鹿10座の魅力や登山道などに関する情報を発信するとともに、安全な登山のための啓発活動等を実施していきます。

(3) 林業遺産に認定された木地師文化の発信と活用

- 平成30年度に林業遺産に認定された「木地師文化発祥の地東近江市小椋谷」において、今日まで「木地師のふるさと」として継承されてきた木の文化、森の文化について、情報を発信し、本市の新たな木工文化を創出・発展させるための推進力とするなど、積極的に活用を図っていきます。

(4) フットパスプロジェクトによる地域資源の発掘と活用

- 本市には、森里川湖へとつながる貴重な自然環境や人々の暮らし、また、それらから育まれてきた美しい景観や歴史・文化など多様な地域資源が存在します。これらの資源を多様な主体が関わりながらフットパスイベントなどに積極的に活用することにより、地域の魅力の再発見や、都市部との交流による地域活性化につなげていきます。

コラム

100年の森づくりビジョン
取組成果⑧

鈴鹿10座の保全・活用プランの推進

市制10周年に当たって、鈴鹿の山々の素晴らしさと存在意義を広く周知するとともに、ここから供給される豊かな森林資源や水資源を次世代に継承することを目的として、平成27年度に本市の数ある鈴鹿の山峰から10座を選定しました。

この鈴鹿10座を今後どのように保全・活用していくかを協議し、平成29年度には下記の3項目を今後目指す姿とした「鈴鹿10座の保全・活用プラン」を策定しました。

- ・鈴鹿10座が多くに登山者でにぎわい、鈴鹿の山々の素晴らしさが理解されている。
- ・鈴鹿10座へのアクセスや地域の自然・文化・物産等の活用を通じて、山村地域はもとより市街地の活性化が図られている。
- ・鈴鹿10座の利活用を通じて、豊かな自然環境が将来にわたって保全されている。

当プランに基づいて、登山道や駐車場、環境に配慮したバイオトイレを整備し、エコツーリズムの考え方に基づくガイドの養成、登山に関する情報の直接的かつ一元的な提供を目的としたビジターセンターの開設、ニホンジカの食害に対する植生回復作業などの取組を行ってきました。

この魅力ある素晴らしい鈴鹿10座を今後も保全・活用していくためには、地域住民や登山等利用者にその魅力を伝え、保全の必要性を理解してもらえるよう取り組んでいく必要があることから、計画的に鈴鹿10座の保全・活用に向けて取り組んでいきます。



自然に配慮した登山道整備(天狗堂)



鈴鹿10座ビジターセンター



鈴鹿10座バイオトイレ整備(石樽峠)



シロヤシオ救出

5 林業の担い手の確保・育成

(1) 地域おこし協力隊制度を活用した人材育成

○生物多様性の保全を重視した森林づくりや付加価値の高い木材生産を図るために必要となる知識や技術を有し、林業の活性化や山村の振興のための活動に積極的に取り組む担い手を育成するため、地域おこし協力隊制度を活用し、森林に関わり生業とする人材の育成を目指します。

(2) 既就業者の雇用環境改善に向けた取組

○林業の既就業者の生産基盤の強化、充実と技術の向上に向けた取組を支援し、林業従事者の確保を目指します。

○林業労働は、急しゅんな地形での作業や労働負荷が大きいことなどから、労働災害の発生率が特に高い業種のひとつです。このような労働災害を防止し、安全で快適な職場づくりに努めることは、林業従事者の継続的な確保を図る上でも重要なことから、県や林業・木材製造業労働災害防止協会滋賀県支部と連携し、その啓発に取り組みます。

6 次代の森林づくりを担う人々の育成

(1) 森林づくりの専門家の育成

○一般市民や子供たちが森林・林業について学び、今後の森林づくりに参加する契機とするとともに、セミプロとして週末に里山の保全や薪などの森林資源の利活用を行う人材を育成・指導する「森林(もり)の専門家養成塾」を実施します。



森林の専門家養成塾

(2) 東近江市の多様な森林をいかした環境学習の推進

○次代を担う子供たちが森林や自然に触れたり親しむことにより、その仕組みを学び、生きる力を育むとともに、森林保全や木材の利用に積極的に参加していく土台を築くため、やまのこ事業、モリイコ、里山保育、森里川湖体験事業などの森林環境学習に取り組んでいきます。

○森林環境学習のフィールドとして、平地林の河辺いきものの森及び丘陵地の布引の森の活用を図るとともに、今後、鈴鹿の森を活用した活動も展開することにより、平地林、丘陵地、鈴鹿の森の3つの特色ある森林をいかし、多様で充実した森林環境学習を目指します。

(3) エコツアーリズムガイドの養成

○鈴鹿10座などをフィールドとしたエコツアーリズムをより充実したものとし、鈴鹿10座の魅力や魅力を伝えながら安全に登山を楽しんでもらうため、鈴鹿山脈の自然や歴史・文化、登山の知識や技術、救急対応などに精通したガイドを育成するための養成講座を計画的に実施します。

○養成講座の修了者により平成30年3月に発足し、令和4年4月には法人化された「一般社団法人鈴鹿10座エコツアーガイドクラブ」によるエコツアーの開催、登山道の整備及び自然環境の保全などの活動を支援するとともに、同ガイドクラブによる技術の向上を図るための研修等を計画的に行います。

(4) 森林における防災・減災の普及啓発

○近年、集中豪雨等による山地災害が全国的に発生しています。本市では、これまで大規模な山

地災害は発生していませんが、上流域の森林からの土砂流出による愛知川の濁りや部分的な斜面崩壊が見られるなど、様々な形で影響が表れています。上流域の森林で災害が発生すると、下流域にまで影響が及ぶこともあることを踏まえ、日頃から市民や民間事業者等が上流の森林に関心を持ち、森林における防災・減災の意識向上を図れるよう普及啓発に取り組みます。

コラム

100年の森づくりビジョン
取組成果⑨

東近江市ならではのエコツーリズムの推進

日本のほぼ中心に位置する本市には、その気象条件等から多様な自然環境を有し、鈴鹿山脈から琵琶湖までを一級河川愛知川がつなぐ水の恵みにより育まれてきた多種多様な動植物、そして古くから営まれてきた人々の生業が存在します。

それらを、「森・里・川・湖」のつながりが生み出す貴重な地域資源であり本市の誇れる原風景と定義し、保全・活用しながら地域活性化につなげていくために、本市ではエコツーリズムに取り組んできました。

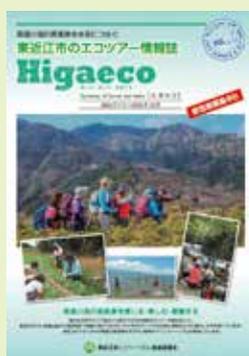
平成27年度の勉強会から始まり、平成28年度には「東近江市エコツーリズム推進協議会」を設立し、鈴鹿10座などの市内に存在する地域資源の発掘・磨き上げや、ツアーを通じて広く地域資源の魅力を理解してもらい保全につなげるためのガイド養成、本市のエコツアーを広報するための情報誌「ヒガエコ」の発行など、「①エコツアー支援、②人材育成、③広報（プロモーション）の実施」の3本柱で実施しています。

また、本市におけるエコツーリズムの在り方を定めた「東近江市エコツーリズム推進全体構想」は、令和4年度に全国で21番目、県下では初の認定を受けました。同構想では、森里川湖のつながりを構成する市内全域を対象とし、また、策定前から様々なアクションを起こし、これを構想に反映させたことで、実効性の高い活動が展開されています。

今後も、人と自然が関わってきたことにより維持されてきた原風景を後世に残していくために、エコツーリズムの推進に取り組んでいきます。



全体構想認定式・フォーラム



エコツアー情報誌
「ヒガエコ」



エコツアー風景(鈴鹿山脈三池岳)



エコツアー風景(琵琶湖えり漁)

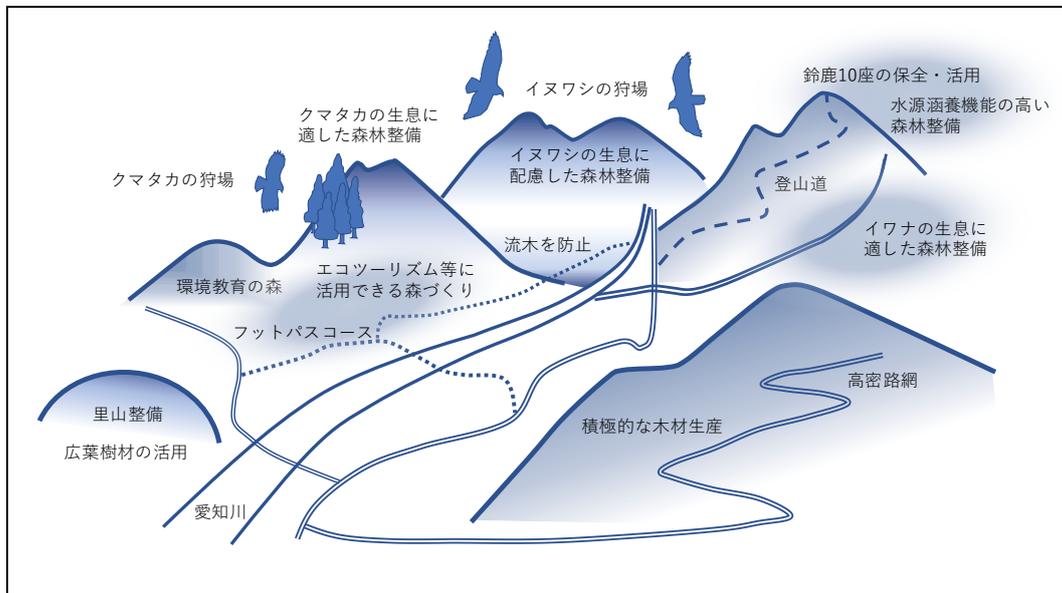


第6章 ビジョン推進のための仕組み

第5章の基本施策は、第4章に掲げた基本理念に沿った形で推進していくことが重要であり、そのための仕組みとして次の5つを掲げます。

1 東近江市100年の森づくり地域ワークショップ

- 森林・林業の問題を実感できる集落などのエリアにおいて、森林整備や林業振興はもとより、森林や山村の様々な課題について、多様な主体がその解決に向けて議論する場として「東近江市100年の森づくり地域ワークショップ」を開催します。
- このワークショップで得られた情報や議論の成果を基に、森づくり方針やゾーニング図を作成し、今後の森林づくりや資源利用にいかしていきます。
- ゾーニング図の策定に当たっては、地域住民や林業関係者など多様な関係者が関わり、従来のような空間的なゾーニングだけではなく、昔の森、現在の森を踏まえて将来の森について話し合い、その結果をゾーニングに反映するなど、時間軸的な要素も取り入れた本市独自の新たなゾーニングシステムを導入します。
- このワークショップは、令和5年度末までに11集落で開催し、森づくり方針やゾーニング図を作成してきました。今後は、鈴鹿の森を原点とした森林や森林文化の価値の再認識・再構築を目指す取組との連携を図ることで、これらの方針等を実現していくことが重要です。



地域住民の参加によるゾーニングのイメージ

コラム

100年の森づくりビジョン
取組成果⑩東近江市100年の森づくり
地域ワークショップの開催

東近江市100年の森づくり地域ワークショップは、集落を単位として地域の森林について、地域住民や林業関係者、学識者、行政など多様な主体が一堂に会し、森林だけにとどまらず、昔と今の森と人との関わり方を振り返って、課題を共有しながら、その解決に向けて話し合い、将来の森林づくりや資源利用にいかしていく取組です。

平成30年度に箕川町から取組を始め、令和6年度までに延べ14集落で地域ワークショップを開催し、それぞれの地域特性に沿った森づくり方針が定められてきました。

森づくりの話となると、地域住民の関心はどうしても「林業」中心になってしまいがちですが、このワークショップでは林業を入口として森林に関心を持っていた上で、これまでの地域と森林との関わりや地域の中に息づいてきた歴史・文化も大変重要な地域資源と捉えて話し合うことで、本市の森林における様々な問題に対し、活路を開く可能性を見出しています。

将来にわたって、適正な森林管理を継続することは、かけがえのない財産の保全につながるとの認識のもと、昔の森、今の森を知っている地域の皆さんと一緒に、将来の森について話し合うことは、忘れられつつある森林の価値が再認識され、地域の活性化につながる重要な取組となっています。



100年の森づくり地域ワークショップ(箕川町現地調査)

100年の森づくり地域ワークショップ
(黄和町)100年の森づくり地域ワークショップ
(蓼畑町)

2 「森林・林業+X(エックス)」プロジェクトの推進

- 木材生産を中心とした森林・林業の枠にとらわれるのではなく、社会のニーズを的確に把握しながら、観光、健康福祉、教育、歴史文化など幅広い分野と連携し、新たな価値を森林に付加して、ビジネスとして成長・発展させていく「森林・林業+X(エックス)」プロジェクトに取り組みます。
- 取組に当たっては、地域住民や企業など多様な活動団体の参画を促すため、その取組事例を広く公表し、「森林・林業+X(エックス)」の更なる可能性を引き出していきます。

3 東近江市100年の森づくり会議

- 関係機関をはじめ多様な主体の参画のもとに東近江市100年の森づくり会議を設置し、本ビジョンの進行管理や目標の達成状況の評価を行います。
- 東近江市100年の森づくり会議では、今後、多様な主体が連携・協力しながら本ビジョンの推進に取り組むための機運を醸成するため、取組の成果発表や現地視察などを通じて、本市の今後100年を見据えた森林づくりや資源利用などについて検討する機会を設けます。

4 地下水をキーワードとした森づくり

- 本市は、水道資源の4割以上を地下水が占め、農業用水にも地下水が利用されるほか、酒造業などの伝統産業や各種製造業などにも多くの地下水が利用されています。本市において地下水は重要な地域資源であり、地下水の多くが鈴鹿の森などでかん養されていると考えられることから、今後の森づくりにおいては地下水をキーワードとし、鈴鹿の森を原点とした森林や森林文化の価値の再認識・再構築を目指す取組と連携しながら、行政だけでなく、関係する団体や民間事業者と共に森づくりに取り組む仕組みについて検討します。

5 財源の確保とその仕組みづくり

- 本ビジョンの推進のため、国・県の補助金、交付金、森林環境譲与税など森づくりに係る財源を活用します。
- 三方よし基金など、地域の関係者が課題を共有し、解決に向けた取組に共感することによって支援される地域独自の財源についても、その仕組みを発展させながら積極的に活用していきます。



第7章 数値目標及び実施計画

1 数値目標

第5章の基本施策及び第6章のビジョン推進のための仕組みの達成状況を評価するための指標として、以下のとおり数値目標を定めます。

数値目標

章	項目	評価指標	現状 (令和5年度)	数値目標 (令和11年度)
第5章 基本施策	1 新たな森林経営管理の推進	利用間伐面積 (平成30年度からの延べ数値)	659.37ha(延べ)	1,200ha(延べ)
		単木保護実施面積 (平成30年度からの延べ数値)	1.82ha(延べ)	6.1ha(延べ)
	2 木材の多面的な利用拡大の推進	東近江市産木材生産量のうちA材の占める率	18.3%/年	20%/年
		森林の空間利用や木材製品をテーマとしたイベントの開催回数	16回/年	20回/年
	3 生物多様性や自然景観の保全を重視した森林づくり	イヌワシ・クマタカの生息に配慮した森林整備箇所	1箇所(延べ)	3箇所(延べ)
		ニホンジカの年間捕獲数	1,012頭/年	1,300頭/年
	4 エコツーリズムの推進と地域資源の活用	登山道整備路線数	23路線(延べ)	45路線(延べ)
		鈴鹿10座ビジターセンター来訪者数	3,907人/年	5,000人/年
5 林業の担い手の確保・育成	森林・林業分野における地域おこし協力隊員採用数	2人(延べ)	5人(延べ)	
6 次代の森林づくりを担う人材育成	エコツーリズムガイド認定者数	45人(延べ)	60人(延べ)	
第6章 ビジョン 推進のための 仕組み	1 東近江市100年の森づくり地域ワークショップ	東近江市100年の森づくり地域ワークショップ開催地区数	11地区(延べ)	26地区(延べ)
	2 「森林・林業+X(エックス)プロジェクト」の推進	「森林・林業+X(エックス)」プロジェクトの取組事例公表数	7件(延べ)	13件(延べ)
	3 東近江市100年の森づくり会議	東近江市100年の森づくり会議開催回数	-	1回/年
	4 地下水をキーワードとした森づくり	地下水に関する勉強会開催回数	1回/年	2回/年

2 実施計画

前述の数値目標の達成に向けて、第5章の基本施策及び第6章のビジョン推進のための仕組みについて5年間の実施計画を別に定めます。

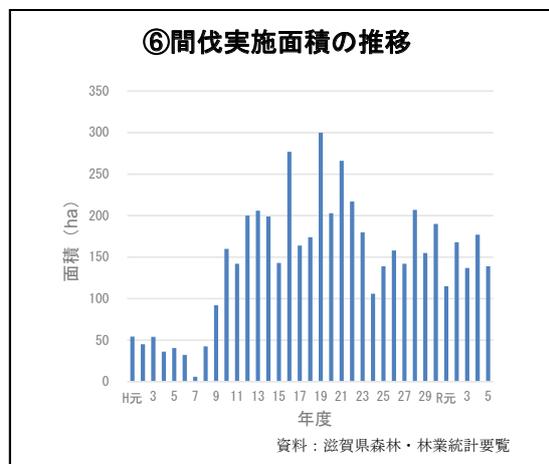
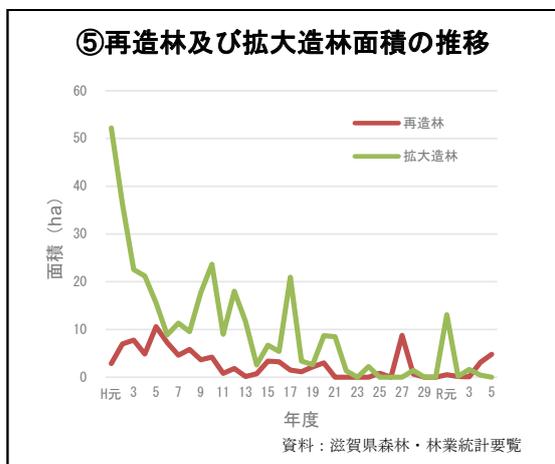
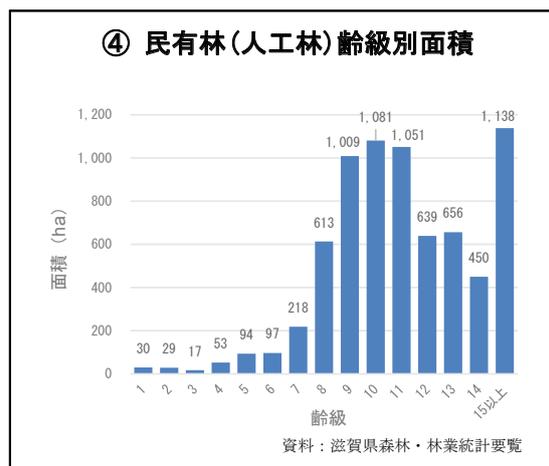
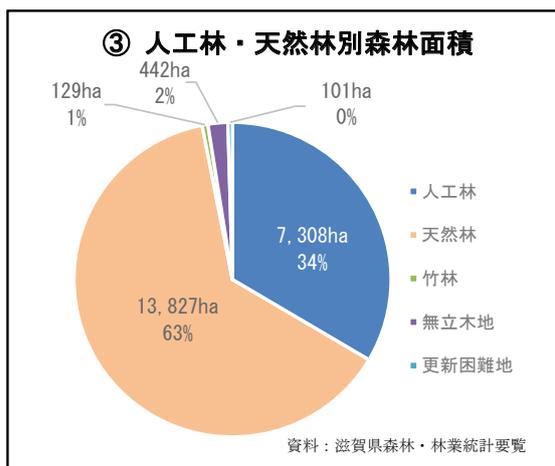
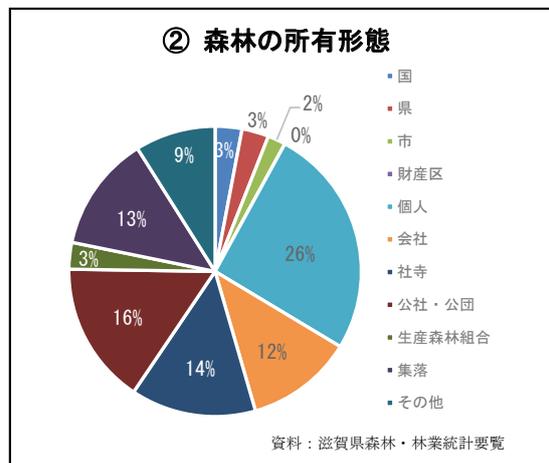
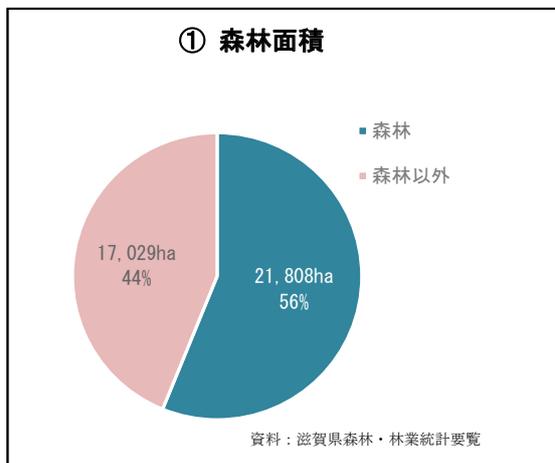


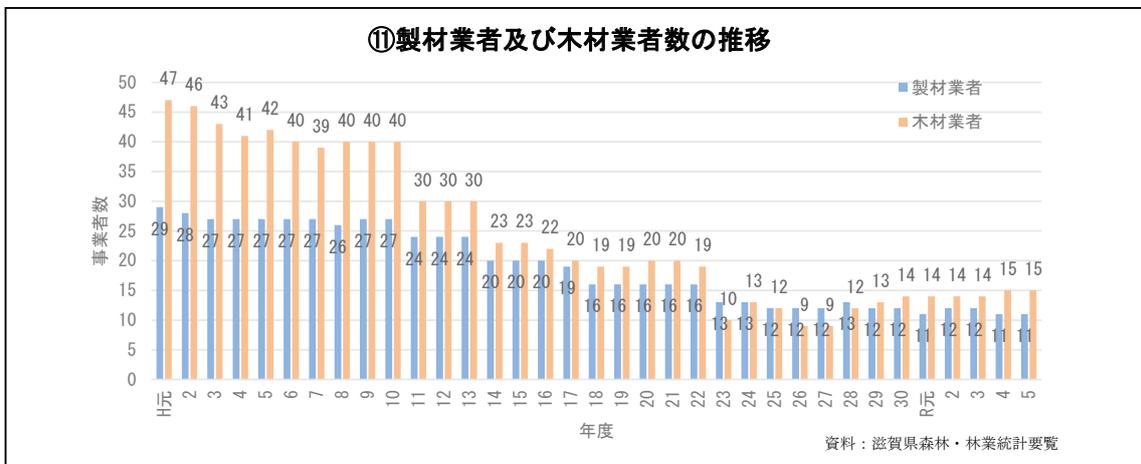
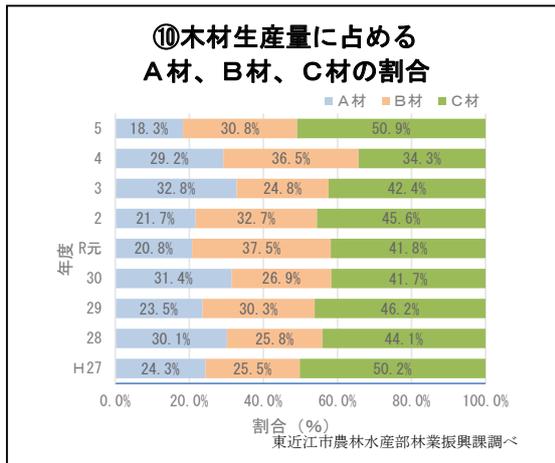
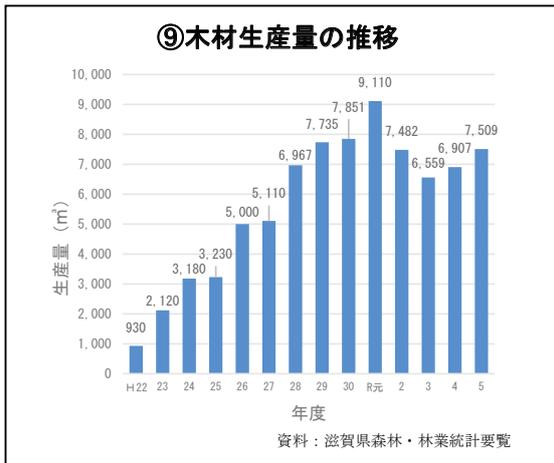
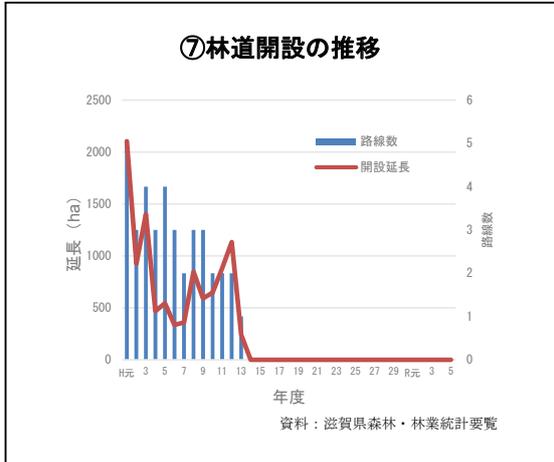
東近江市100年の森づくりビジョン

<参考資料>

東近江市の森林・林業関係データ (令和5年度末現在)

※数値については、各数値ごとに集計しているため、必ずしも合計と一致しない場合があります。



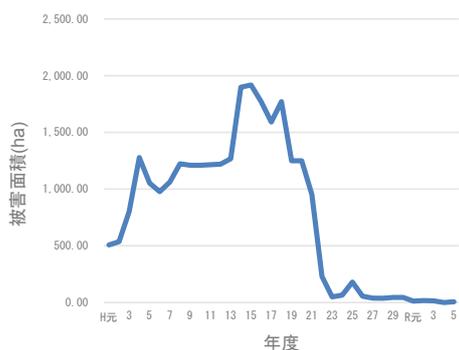


⑫ 森林資源のポテンシャル

木材生産量(m ³)	蓄積(m ³)	木材生産量/蓄積(%)	成長量(m ³)	木材生産量/成長量(%)
7,509	3,378,000	0.22%	22,438	33.47%

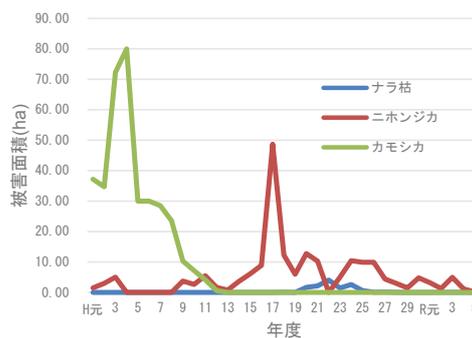
資料：木材生産量は東近江市農林水産部林業振興課調べ
蓄積及び成長量は滋賀県森林・林業統計要覧

⑬ 松くい虫被害面積の推移



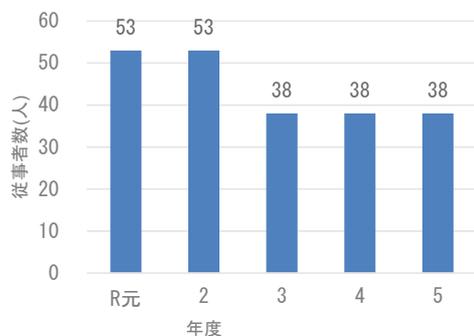
資料：滋賀県森林・林業統計要覧

⑭ 森林病害虫獣害被害面積の推移



資料：滋賀県森林・林業統計要覧

⑮ 林業従事者数



資料：滋賀県森林・林業統計要覧

東近江市100年の森づくりビジョン改定経過

東近江市100年の森づくりビジョン改定検討委員会

(1) 第1回

日時：令和6年7月16日（火）午前10時から

場所：市役所東C会議室（東庁舎）

検討事項 現行ビジョンに係る実績報告及び今後の方針について

(2) 第2回

日時：令和6年10月2日（水）午後1時30分から

場所：市役所111会議室（新館1階）

検討事項 基本理念について

基本施策、仕組みづくりについて

ビジョン掲載コラムについて

(3) 第3回

日時：令和6年12月16日（月）午後1時30分から

場所：市役所313会議室（新館3階）

検討事項 第2期東近江市100年の森づくりビジョン（素案）について

東近江市100年の森づくりビジョン改定検討委員会委員名簿

	氏名(順不同)	所属等
委員長	山下 直子	森林総合研究所関西支所森林生態研究グループ
副委員長	水田 有夏志	公益財団法人淡海環境保全財団
委員	山崎 亨	アジア猛禽類ネットワーク・東近江市エコツーリズム推進協議会
委員	今井 康太郎	一般社団法人鈴鹿10座エコツアーガイドクラブ
委員	福井 均	永源寺地区まちづくり協議会
委員	西川 宏詩	滋賀県森林組合東近江事業所
委員	梅澤 美明	一般社団法人木づかいプロジェクト
委員	大林 恵子	一般社団法人k i k i t o
委員	谷口 良一	マキノ自然観察倶楽部
委員	井上 和也	滋賀県中部森林整備事務所
事務局	東近江市環境部森と水政策課	
	東近江市農林水産部林業振興課	
	東近江市企画部政策推進課森の文化博物館整備室	

用語説明

—あ—

新たな森林管理システム(あらたなしんりんかんりしすてむ)

平成31年4月に施行された森林経営管理法に基づき、森林の経営や管理が適切に行われていない森林について、市町村が仲介役となって森林所有者と林業経営者をつなぎ、健全な森林を整備していく制度

—う—

氏子駈帳(うじこがけちょう)、氏子狩帳(うじこがりちょう)

全国の木地師集落を数年ごとに廻国し、木地師を統括するために作成された木地師の戸籍簿。東近江市蛭谷町の筒井公文所(筒井神社、帰雲庵)では「氏子駈帳」、君ヶ畑町の高松御所(大皇器地祖神社、金龍寺)では「氏子狩帳」と呼ばれる。

—え—

エコツーリズム

エコロジー(ecology)とツーリズム(tourism)を組み合わせた造語で、エコツアーや環境観光とも呼ばれる。観光旅行者が自然観光資源(自然環境にかかる観光資源及び自然環境と関連を持つ生活文化等にかかる観光資源)について、知識を有するガイド等の案内を受け、自然観光資源の保護に配慮しながら、知識や理解を深める活動

エコツーリズム推進法(えこつーりずむすいしんほう)

政府がエコツーリズム推進の基本方針を定めるとともに、地域ぐるみで推進体制を構築するなどの枠組みによりエコツーリズムを適切に推進するため平成20年4月1日に施行された法律

エコツーリズム推進全体構想(えこつーりずむすいしんぜんたいこうそう)

エコツーリズム推進法に基づき、地域におけるエコツーリズムの推進体制を構築するとともに、その適切な推進を図るため、エコツーリズムの実施方法や自然観光資源の保護措置などの事項について、地域で組織する協議会を中心に策定し、市町村が主務大臣に対して認定を申請する構想

A材(えーざい)

木造住宅の柱などの製材品に利用される通直な原木

—お—

奥山(おくやま)

人々の生活空間から遠く離れた位置にある森林。里山に対する語として使用されるが、両者の間に明確な境界線があるわけではない。

—か—

皆伐(かいばつ)

主伐の一種で林木を一時に全部又は大部分伐採すること。

拡大造林(かくだいぞうりん)

木材需要の増加に応えるため、昭和30年代前半から積極的に推進されてきた、天然林などを伐採した跡地に人工造林を行う施策

下層植生(かそうしょくせい)

森林の下層に生育する低木や草本などからなる植物集団のまとまり

河辺林(かへんりん)

河川の影響を受ける川沿いに成立する森林のことで、溪畔林、河岸林ともいい、洪水など河川の変動の影響を受け、流下方向に細長い島状の構造を持つ。

河辺いきものの森(かわべいきもののもり)

正式名称「八日市いきものふれあいの里 河辺いきものの森」。愛知川の河辺林として水害の防備や農用林としての役割を果たしてきたが、里山としての利用がなくなるとともに開発の危機に直面したため、市民が自然に親しみ、体験学習の場として活用するために市の施設として整備された。平地林の里山であり、シナノキやキクザキイチゲなど山地性の貴重な植物が見られるのが特徴

環境基本法(かんきょうきほんほう)

公害対策基本法に代わり、地球環境問題の解決など新しい時代の環境保全に対処するため、平成5年11月に制定された日本の環境政策の根幹を定めた法律

環境林(かんきょうりん)

一般的には、環境保全機能等の高い森林の事であり、本ビジョンでは森林整備の困難な森林において、水源かん養機能や災害防止など、多面的機能の高い森林を指す。

間伐(かんばつ)

樹木の利用価値を高めるとともに森林の公益的機能の維持増進を図るため、成長して混み合った立木の一部を抜き伐りする行為

間伐材(かんばつざい)

間伐を行って収穫した材

—き—

木地師(きじし)

木地屋とも呼ばれ、主に轆轤(ろくろ)を用いて椀や盆などを作る木工職人の呼称。轆轤を使用するだけでなく、樹木の伐採や木工の一連の過程で独特の道具と技術を有し、良材を求めて全国各地を渡り歩く特殊な職能集団

胸高直径(きょうこうちよっけい)

人の胸の高さの位置における樹木の直径で、一般的に地上から1.2～1.3メートルの高さで測定し、樹木の体積の積算などに利用

強度間伐(きょうどかんばつ)

間伐率(間伐を行う率のことで、本数率と材積率がある。)は、森林の状態や目的等によって異なるが、通常は20パーセント程度の間伐を繰り返して行うことが多い。しかし、間伐が行われずに放置された森林では、森林の公益的機能の回復を図るため通常の間伐率よりも高い率で行うことがあり、このような間伐を強度間伐と呼ぶ。

ーけー

建築物における地域産木材の利用方針

(けんちくぶつにおけるちいきさんもくざいのりようほうしん)

林野庁により令和3年10月1日に「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が改正施行され、法の対象が公共建築物から建築物一般に拡大されたことから、本市においても、令和5年4月1日に、その対象を法と同様に拡大し、方針の名称を「公共建築物等における地域産木材の利用方針」から「建築物における地域産木材の利用方針」に改定し、より一層の地域産木材の利用促進を図っている。

ーこー

公共建築物等における地域産木材の利用方針

(こうきょうけんちくぶつとうにおけるちいきさんもくざいのりようほうしん)

「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、本市での地域産木材の利用促進について定めた方針で、具体例として、「あかね幼稚園」や「永源寺もみじ幼稚園」の建築の際に、本方針に基づき、資材の多くに市内産木材を使用し、広く周知することで地域産木材の利用促進を図った。また、令和3年10月1日の法改正により、本市においても令和5年4月1日に同方針を改定した。

後継樹(こうけいじゅ)

天然林を更新する場合において、林内に新たに発生して次の森林を構成する樹木

更新(こうしん)

森林を伐採利用して、その後新たに森林を造成すること。

高性能林業機械(こうせいのりんぎょうきかい)

林業機械のうち複数の工程を処理できるものの総称。プロセッサ、ハーベスタ、スイングヤーダ、タワーヤーダ、フォワーダ、フェラーバンチャなどをいう。

合板(ごうはん)

木材を薄く剥いだ単板を3枚以上の奇数枚で繊維方向が直角になるよう交互に接着した板

広葉樹(こうようじゅ)

樹木を葉の形状で分類した名称で、扁平な葉を持った樹木のこと。アカガシ、スダジイ、ブナ、コ

ナラ、ケヤキなどがある。これに対し針葉樹は細く尖った葉を持つ樹木で、スギ、ヒノキ、モミ、アカマツなどがある。

国有林(こくゆうりん)

国が所有する森林の総称。大部分が国有林野事業に属しているが、文部科学省所管の大学演習林なども存在する。国有林は国土面積の約20パーセント、我が国の森林面積の約30パーセントを占める。

湖東流紋岩(ことうりゅうもんがん)

約7千万年前(後期白亜紀)の火山活動によって噴出した溶結凝灰岩で、滋賀県の湖東地域に多いため湖東流紋岩と呼ばれている。東近江市の箕作山、織山などは湖東流紋岩からできている。

— さ —

30by30(サーティバイサーティ)

生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ」の達成に向けて、2030年までに陸と海の30パーセント以上の面積を健全な生態系として効果的に保全しようとする国際的な取組

本ビジョン(第2期)策定時においては、滋賀県では県土の41.6パーセントが保護地域となっており、本市においても既に30パーセント以上に達しているが、今後はその質をいかに高めていくかが重要であることから、本ビジョンではネイチャーポジティブの視点を取り入れた森林づくりに取り組んでいくこととしている。

再造林(さいぞうりん)

人工林を伐採した跡地に再び人工造林を行う施業

作業道(さぎょうどう)

森林内で造林、保育、樹木の伐採・搬出等の作業を行うために臨時的に開設される簡易な構造の道路。林道から分岐して設置されることが多い。

里山(さとやま)

人里近くにあり古くから薪炭、緑肥、生活に必要な資材等を採取するために手が入られるなど、人々の暮らしや営みと深い関わりを持ってきた森林の呼称。奥山に対する言葉としても使われる。

— し —

滋賀県自然環境保全条例(しがけんしぜんかんきょうほぜんじょうれい)

県民の健康で文化的な生活を確保するためには自然環境の保全が重要であることから、恵まれた自然環境を保護し、より豊かな自然環境を創造するため、昭和48年10月に滋賀県が制定した条例

自然記念物(しぜんきねんぶつ)

滋賀県自然環境保全条例第21条に基づき、植物、地質鉱物等であって住民に親しまれているもの、または由緒あるものを自然記念物として知事が指定したもの。

下刈り(したがり)

植栽した苗木の生育を妨げる雑草や樹木を刈り払う作業

若齢林(じゃくれいりん)

年齢の若い森林。人工林の若齢林では一般的に林内が暗く、下層植生に乏しいため生物多様性が低いとされている。

集成材(しゅうせいざい)

一定の寸法に加工された複数のひき板(ラミナ)を繊維方向が平行になるように集成接着した木材製品

樹種(じゅしゅ)

スギ、ヒノキ、アカマツ、ブナ、ケヤキなど、樹木の種類を表現する言葉

主伐(しゅばつ)

利用が可能な時期に達した森林において樹木の伐採を行うこと。

常緑広葉樹(じょうりよくこうようじゅ)

1年以上にわたって葉を付けているため、木全体を見ると常に葉を付けているように見える広葉樹。一般的に葉は肉厚、角質で光沢のあるものが多く、暖温帯に生育するカシ類、シイ類、クスノキ、タブノキなどがある。

除間伐(じょかんばつ)

除伐と間伐のこと。除伐とは育成の対象となる樹木の生育を妨げる他の樹木を切り払う作業

植生(しょくせい)

ある地域に生育している植物体の総称

植林(しょくりん)

苗木の植栽など的人為的な方法により森林を造成すること。

針広混交林(しんこうこんこうりん)

混交林とは性質の異なった2種類以上の樹種が交じって生育する森林のことで、針広混交林は針葉樹と広葉樹が交じって生育している森林を指す。

人工林(じんこうりん)

苗木の植栽など人為を加えることによって成立した森林

薪炭林(しんたんりん)

薪及び木炭の原材料となる木材の生産を目的とする森林。広葉樹が利用されることが多く、萌芽(ぼうが)によって更新される。

森林管理アドバイザー(しんりんかんりあどばいざー)

森林経営管理法に基づく新たな森林管理システムを推進するため、令和元年度から東近江市農

林水産部林業振興課に設置している職員。森林情報の収集等に自らあたるとともに、森林境界の明確化、森林施業の集約化、間伐等の森林整備等を行う林業事業体に対する指導・助言等の活動を行う。

森林境界の明確化(しんりんきょうかいのめいかくか)

森林所有者の高齢化、不在村森林所有者の増加、林業経営に対する意欲の低下などにより、森林所有の境界が不明確になっており、間伐等の森林整備が進まない原因となっている。このため、森林の土地の所有に関する情報を記載した林地台帳の整備、現地での立ち会いや境界杭の設置等に対する支援など森林境界の明確化の取組が進められている。

森林組合(しんりんくみあい)

森林所有者の経済的、社会的地位の向上、健全な森林の育成、森林の生産力の増進などを図ることを目的に森林組合法に基づき設立された森林所有者の協同組合

森林経営管理法(しんりんけいえいかんりほう)

森林所有者の経営意欲の低下や所有者不明森林の増加等が懸念される中で、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を推進するため、森林の経営管理を市町村や意欲と能力のある民間事業者等によって持続的に措置を講ずることなどを内容として、平成31年4月1日に施行された法律

森林資源(しんりんしげん)

天然資源の一つで、森林から生産される人間の生活に必要な物質のこと。一般的には木材のことを指すが、本ビジョンでは山菜、きのこ類などの生産物のほか、環境学習、エコツーリズム、健康増進等に活用する森林空間も森林資源として捉えている。

森林施業の集約化(しんりんせぎょうのしゅうやくか)

わが国の森林の所有形態は零細・小規模であり、個々の森林所有者が単独で効率的な施業を実施することは困難な場合が多いため、隣接する複数の所有者の森林を取りまとめて、路網整備や間伐等の森林施業を一体的に実施すること。

森林の遷移(しんりんのせんい)

森林の種類や構成がそれぞれの立地環境のもとで時間とともに変化する現象

森林の公益的機能(しんりんのこうえきてききのう)

人が森林から受ける様々な恩恵のこと。水源かん養機能、山地災害防止機能、生活環境保全機能、保健文化機能、地球温暖化防止機能などで、森林の多面的機能とも呼ぶ。

森林の蓄積(しんりんのちくせき)

森林における立木の材積。材積は木材の体積であり立方メートルで表される。

森林法(しんりんほう)

わが国の林政における最も基本的な法律で、森林計画、保安林など森林に関する基本的事項を定めている。明治30年に第1次、明治40年に第2次森林法が制定され、昭和14年の改定を経て、現行の法律は昭和26年に制定されたものである。

C材(しーざい)

主にチップに利用される枝条や曲がり材の呼称。なお、小径材、根元、梢端部など主にバイオマスに利用される端材をD材と呼ぶ。

—す—

水源かん養機能(すいげんかんようきのう)

樹木や地表植生によって降雨や融雪水の地下浸透を促し、貯留水を徐々に流出させることによって洪水のピークの平準化、渇水の緩和を図り、洪水の防止や水資源の確保に資する機能

鈴鹿国定公園(すずかこくていこうえん)

国定公園は優れた自然の風景地を保護するとともに、正しい利用の増進を図るため、自然公園法に基づき環境省が指定し都道府県が管理している。鈴鹿国定公園は滋賀県と三重県の境界を南北に走る鈴鹿山脈一帯に広がる山岳公園で、昭和43年に指定された国定公園

鈴鹿10座(すずかじゅうざ)

東近江市制10周年に当たり、山岳遭難対策協議会、知識経験者、警察、消防、地元、専門家等からなる16名の「鈴鹿10座プロジェクト委員会」で検討を重ね、東近江らしさを備えている山を平成27年9月に選定したもの。御池岳、藤原岳、竜ヶ岳、釈迦ヶ岳、御在所岳、雨乞岳、イブネ、銚子ヶ口、日本コバ、天狗堂の10座

—せ—

製材(せいざい)

原木を製材機械を使用して加工し、製材品を生産すること。または生産された製品

生産森林組合(せいさんしんりんくみあい)

森林の経営の共同化を目的として森林組合法に基づき設立された森林組合。組合員が資本と労働と経営能力を提供し合い、経営の全部の共同化を図るものであり、経営の一部を共同化する森林組合とは異なる。

成長量(せいちょうりょう)

樹木がある期間に成長した量で、体積(立方メートル)で表す。本ビジョンに記載した成長量は1年間の成長量である。

生物多様性(せいぶつたようせい)

様々な場所に様々な特徴を持った生物が生息・生育している状態を表す言葉で、いきものが互いに関わりを持ちながら世代を超えて維持されていることから、いきものつながりとしても捉えられる。生物多様性は「生態系の多様性」、「種の多様性」、「遺伝子の多様性」という3つの階層で認識される。

瀬切れ(せぎれ)

河川の流量が少ない渇水時に表面に水が流れていない状態。良好な景観や水に親しむ機会の喪失、魚類の移動が不可能なことなどの問題が指摘されている。

—そ—

造林未済地(ぞうりんみさいち)

伐採を行った後に森林が再生していない人工林の跡地のことで、再造林放棄地とも呼ばれる。森林資源の再生ができないことや山腹崩壊の危険性、生物多様性保全や水源かん養機能の低下などのリスクが指摘されている。

素材生産(そざいせいさん)

森林において素材(丸太)を生産することで、樹木の伐採から枝払い、玉切り、集材までの過程を指す。

—た—

暖温帯(だんおんたい)

気候帯(地球の緯度線沿いに帯状に表れる相似た気候)は、熱帯、温帯、寒帯に大別されるが、暖温帯は温帯のうち亜熱帯に近い比較的暖かな気候帯。気候帯は樹木の分布に深い関わりがあり、暖温帯にはシイ類、カシ類、タブノキなどの常緑広葉樹が生育する。

—ち—

地域おこし協力隊(ちいきおこしきょうりょくたい)

地方公共団体が委嘱するなどし、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に移住して、一定期間、地域を拠点に地域協力活動等を行う人材

中間温帯(ちゅうかんおんたい)

暖温帯と冷温帯の中間に分布する気候帯。モミ、ツガ、イヌブナなどが生育する。

—て—

天然林(てんねんりん)

人の手が加わらない又は加わり方が軽微で、ほとんど天然の力によって成立する森林。一般的に人工林の対語として用いられる。

—な—

ナラ枯れ(ならがれ)

体長5ミリメートル程度の甲虫であるカシノナガキクイムシがナラ類やカシ類の幹に侵入し、ナラ菌を樹木の内部に持ち込むことによって、これらの樹木を集団的に枯死させる現象

—に—

21世紀に残したい日本の自然100選(にじゅういっせいきにのこしたいにほんのしぜんひゃくせん)

森林文化協会と朝日新聞社が昭和57年に全国から候補地を公募し、昭和58年元日の朝日新聞紙上で発表したもの。滋賀県から2箇所が選定され、うち1箇所が本市の「御池岳のオオイタヤマイゲツ群落」である。

—ぬ—

布引の森(ぬのびきのもり)

人と自然のつながりを生み出す場として、また、次世代を担う子供たちや多くの人に里山の魅力と恵みを伝える場として令和5年4月に開園した本市の環境学習施設

布引丘陵の中程に位置し、約10ヘクタールの里山には、アカマツからの植生遷移が見られるとともに、尾根や谷、湿地など多様な自然環境が存在する。植物は180種余りが確認され希少な動植物も生息生育している。

—ね—

ネイチャーポジティブ

生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せることを意味する。政府は、2030年までに「ネイチャーポジティブ(自然再興)」を実現することが、2050年ビジョン「自然と共生する世界」の達成に向けた短期目標であるとしている。これまでの生物多様性保全に係る取組だけでなく、経済や社会など様々な分野と連携して取り組むことで、自然環境が多様で豊かになっていくプラスの状態にしていこうとするもの。

本市は、令和7年2月にネイチャーポジティブ宣言を行った。

—は—

春植物(はるしょくぶつ)

春先に開花し、葉を展開して光合成を行うと、夏までには地上部を枯らせて、あとは地下で過ごす草花の総称。別名のスプリング・エフェメラルを訳すると「春のはかない妖精」。春植物の代表的なものにカタクリ、キクザキイチゲ、ユキワリイチゲ、イチリンソウ、ニリンソウ、フクジュソウ、セツブンソウ、ヤマエンゴサクがある。

—ひ—

東近江市産木材調達管理基金(ひがしおうみしさんもくざいちょうたつかんりききん)

本市における公共建築物等の木造化や内装の木質化を行うに当たり、市内の森林から産出された原木、製材品等を基金を活用して調達し、その利用の円滑化を図るため、本市が平成28年4月に制定した条例に基づき設置した基金

東近江市自然環境及び生物多様性の保全に関する条例(ひがしおうみししぜんかんきょうおよびせいぶつたようせいのほぜんにかんするじょうれい)

かけがえのない自然環境及び生物多様性を将来に引き継いでいくことを目的として、東近江市が平成19年6月に制定した条例

東近江市にぎわい里山づくり条例(ひがしおうみにぎわいさとやまづくりじょうれい)

かつては人々が持続的に暮らしに利用してきた里山について、保全・体験活動などを通じて人との新たな関係を構築し、健全で生物多様性に富んだ里山づくりを目指すため、平成18年9月に市で制定した条例

琵琶湖国定公園(びわここくたいこうえん)

琵琶湖を中心に伊吹山、霊仙山、賤ヶ岳、三国山、比良山地、比叡山地などの山々と瀬田川、宇治

川の一帯を区域として、昭和25年に日本で初めて指定された国定公園

琵琶湖森林づくり県民税(びわこしんりんづくりけんみんぜい)

琵琶湖森林づくり基本計画を着実に実施するため、個人及び法人に課税される県税。これを財源として環境重視と県民協働の新たな視点に立った琵琶湖森林づくり事業を展開している。

B材(びーざい)

集成材や合板等に利用されるやや曲がりのある原木

— ふ —

不在村森林所有者(ふざいそんしんりんしょゆうしゃ)

森林が所在する市区町村の区域内に居住していない森林所有者

フットパス

イギリスを発祥とする「森林や田園地帯、古い街並みなど地域に昔からあるありのままの風景を楽しみながら歩くことができる小径」のこと。日本のフットパスは観光振興の側面だけではなく整備のプロセスで地域が自分自身を見つめなおし、自らの良さに誇りを持つとともに抱える課題に向き合うなど、まちづくりのきっかけとしていることが多い。

— ほ —

保安林(ほあんりん)

水源のかん養、土砂の流出防備、防風、保健休養の場の提供など、特定の公共目的を達成するため、森林法に基づいて一定の制限(樹木の伐採や土地の形質の変更等の制限、植栽の義務)が課せられている森林

保育(ほいく)

植栽から伐採をするまでの間に樹木の生育を助けて健全な森林を造成するための作業のことで、下刈り、雪起こし、つる切り、除伐、間伐などがある。

保育間伐(ほいくかんぱつ)

間伐のうち保育を目的として行うもので、間伐木は収穫せずに伐り捨てられるため伐り捨て間伐とも呼ばれる。

保護樹木(ほごじゅもく)、保護樹林(ほごじゅりん)

東近江市自然環境及び生物多様性の保全に関する条例第15条に基づき、豊かな緑環境を確保するため、保護すべき樹木を保護樹木、保護すべき樹木の集団を保護樹林として市長が指定する樹木

— ま —

埋土種子(まいどしゅし)

土壌中に含まれる種子のこと。発芽する能力を持ちながら休眠して何年も生き続け、伐採など周囲の環境が大きく変化したときに一斉に発芽する。周囲からの落下や野生動物が運んできたも

のなどにより供給・蓄積されるため、シードバンク(種の貯蔵庫)とも呼ばれる。

— み —

民有林(みんゆうりん)

国有林以外の森林。個人や法人が所有する私有林、都道府県、市町村、財産区が所有する公有林がある。

— も —

木材チップ(もくざいちっぷ)

木材を機械で小片に切削加工したもので、主にパルプ、パーティクルボードの原料や木質バイオマス発電の燃料等に利用される。

森林(もり)の専門家養成塾(もりのせんもんかようせいじゅく)

森林・林業に関する学習、林業や木工体験などの機会を市民に提供することにより、里山保全、自伐林業、木工製作などの活動ができる人材を育成することを目的として、東近江市が開設している連続講座

— や —

「やまのこ」事業(やまのこじぎょう)

滋賀県の琵琶湖森林づくり事業の一環として実施されている体験型の森林環境学習。次代を担う子供たちが森林をはじめ環境に対する理解を深めるとともに、人と豊かに関わる力を育むことを目的として、県内の小学校4年生を対象に学校教育の一環として実施されている。

— ゆ —

雪起こし(ゆきおこし)

積雪地において融雪後に倒伏したままの苗木や林木をわら縄やロープで上部から引き起こして固定する作業

— ら —

落葉広葉樹(らくようこうようじゅ)

ブナ、ケヤキ、コナラ、クヌギなど、秋から冬に葉を落とし、春になると新しい葉をつける広葉樹

— り —

利用間伐(りようかんばつ)

抜き伐りした木を収穫して利用する間伐のことで、間伐材を林内から搬出することから搬出間伐とも呼ぶ。

緑肥(りょくひ)

青草のまま耕地にすき込んで肥料とする植物。マメ科などの草本類が多いが、里山などの樹木の枝葉も利用されていた。

林業遺産(りんぎょういさん)

地域の森林をめぐる人間の営みの中で編み出され、多様な発展を遂げてきた日本各地の林業発展の歴史を将来にわたって記憶・記録するため、一般社団法人日本森林学会が認定する林業発展の歴史を示す景観、施設、跡地、体系的な技術、特徴的な道具類、古文書等の資料群など。

林業事業体(りんぎょうじぎょうたい)

森林所有者などからの受託や請負等によって育林や木材生産等を行う森林組合、造林業者、素材生産業者などの総称

林道(りんどう)

林産物の搬出や、林業経営に必要な資材等を運搬するために森林内に開設される道路の総称で、一般的には林道の構造等の基本的な事項を定めた「林道規程」の基準を満たしている自動車道を指す。

— れ —

冷温帯(れいおんたい)

温帯のうち亜寒帯に近い比較的冷涼な気候帯のことで、ブナ、ミズナラ、トチノキなどの落葉広葉樹が生育する。

齢級(れいきゅう)

林齢(森林の年齢)を一定の幅(通常は5年)にくくったもので、林齢が1～5年生までをⅠ齢級、6～10年生までをⅡ齢級と呼ぶ。

東近江市 100 年の森づくりビジョン【第2期】

令和2年1月 策定 令和7年3月 改定

発行 東近江市

編集 環境部森と水政策課

〒527-8527

滋賀県東近江市八日市緑町 10 番5号

TEL 0748-24-1234 (代) FAX 0748-24-5692

IP 050-5801-1234 (代)

<https://www.city.higashiomi.shiga.jp/>

